

# 和歌山市 屋外広告物の手引き

## ～屋外広告物の設置にあたって～

---

---

和歌山市



## はじめに

和歌山市には、史跡和歌山城、和歌の浦、雑賀崎、加太、友ヶ島、紀の川など、歴史遺産や豊かな自然があり、それらを核とした他にはない特徴的な景観が形成されています。また、地域に目を向ければ、地域の歴史やなり立ちを基礎として、永い生活の営みの中で育まれた多様な景観が見られます。



その一方で、幹線道路沿いなどに目を向ければ、大規模な商業施設などが多く立地していますが、大半は全国的に共通した仕様の屋外広告物を設置しており、いわば「どこにでもある沿道景観」となっている状況は否めません。あるいは、過度な掲出により、せっかくの特徴的な景観が損なわれている例も見受けられます。

景観の良さを共有、発信しながら、それらを守り、育てるとともに、さらにより良いものに創っていくことが景観形成です。その中で、屋外広告物は、商業活動を中心としたにぎわいを効果的に演出する重要なツールとしての役割をはたします。

本市では、屋外広告物を単なる「規制対象」ではなく、「**良好な景観形成に寄与する公共性を持ちながら、商業活動にも寄与するツール**」として捉えながら、事業者の皆さんの協力を得て良好な景観形成を図っていくための手引きとして、本書を作成しました。

企画の方法やデザインの例、さらには屋外広告物条例に基づく基準等の解説を掲載していますので、屋外広告物の掲出の際に活用してください。

※本書は、良好な屋外広告物の計画にあたっての考え方を示した「計画編」と、屋外広告物条例の詳しい内容を解説した「ルール編」で構成されています。

### 「計画編」

良好な屋外広告物の考え方を掲載  
(計画立案の参考に)

### 「ルール編」

最低限守るべきルールとして  
屋外広告物条例の詳細な基準内容等を解説

## <目 次>

### 屋外広告物の手引き ～計画編～

---

1	屋外広告物とは	2
	(1) 良い屋外広告物とは	
	(2) 屋外広告物の基礎知識	
2	屋外広告物を計画するにあたって	4
	(1) 屋外広告物の特徴	
	(2) 屋外広告物の計画の手順	
3	良好な屋外広告物のデザイン事例	7
4	屋外広告物の適正化に向けて	11

### 屋外広告物の手引き ～ルール編～

---

1	屋外広告物条例について	14
	(1) 屋外広告物条例の目的	
	(2) 屋外広告物の定義	
	(3) 屋外広告物の設置手順	
	(4) 屋外広告物の許可申請の手続き	
2	屋外広告物条例の規制の概要	17
	(1) 掲出区域に関する規制	
	(2) 掲出物件に関する規制	
	(3) 適用除外	
	(4) 地区指定及び協定制度	
	(5) その他の規定	
3	屋外広告物の種類別の許可基準	34
	(1) 共通基準	
	(2) 建物利用広告	
	(3) 独立広告	
	(4) 工作物利用広告	
	(5) その他の広告	
	(6) 案内広告物	
	(7) 電光表示広告物	
4	屋外広告物の地域分類別の許可基準	50
	(1) 禁止地域	
	(2) 第1種地域	
	(3) 第2種地域	
	(4) 第3種地域	
5	相談窓口	58

# 屋外広告物の手引き

～計画編～

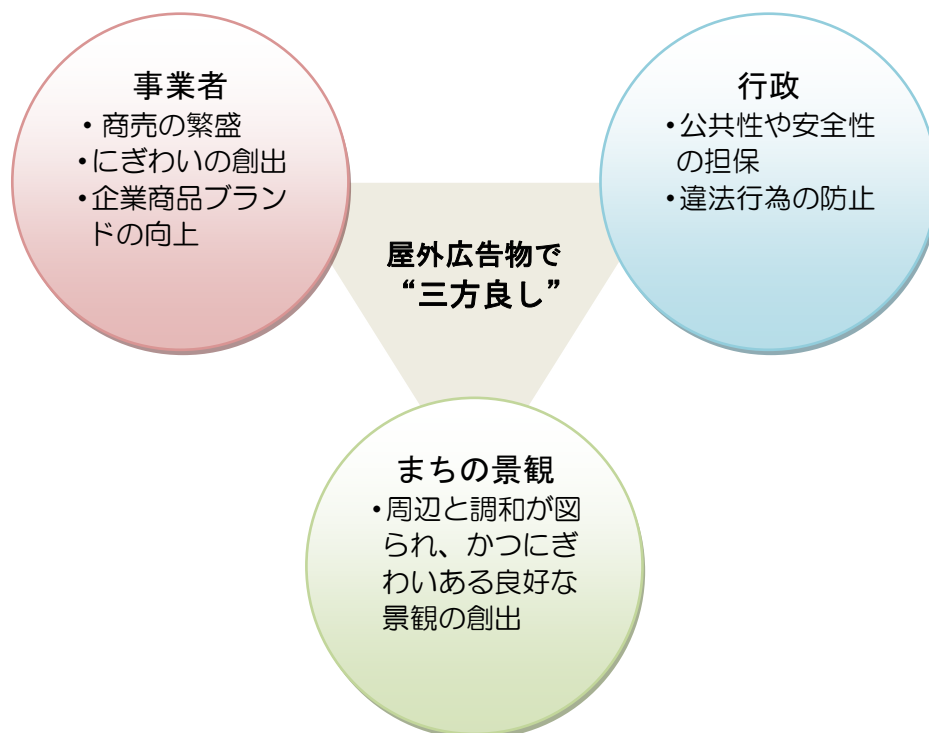
---

---

# 1 屋外広告物とは

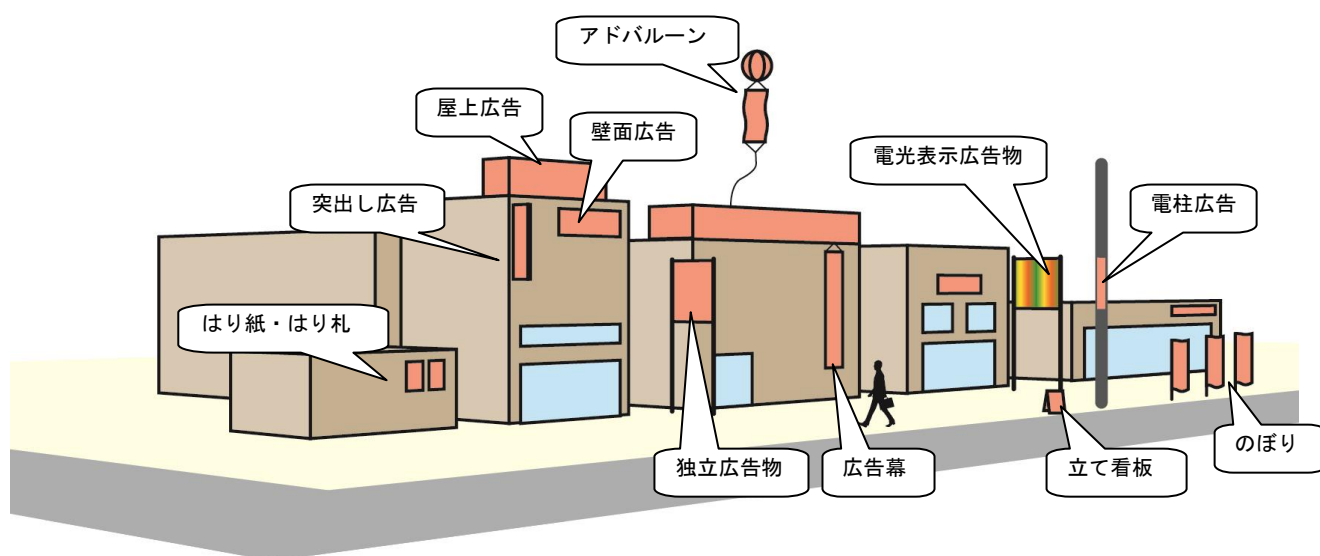
## (1) 良い屋外広告物とは

- 屋外広告物は、設置者の創意工夫によって作成・掲出されるものですが、公共空間に向かって発信するものであるため、まちを構成する大切な景観要素として一定の公共性を有するものです。そのため、行政の立場からは「規制対象」として、掲出の際の安全性などだけでなく、掲出場所やその方法・面積等についてもルールを設けて、誘導を図っています。
- 一方で、事業者など事業者の立場からは、自社・自店舗の位置だけでなく、イメージや商品を発信し消費者（ユーザー）に認知してもらう非常に重要な「PRツール」でもあります。見え方や掲げ方で会社や店舗のイメージ、ひいては商品の売れ行きが左右されるという側面があり、より効果的な掲出方法が求められています。
- これらは一見すると両立しないように考えられがちですが、全国では、こうした立場の違いを乗り越え、屋外広告物を「景観形成の大切なツール」として活用し、にぎわい創出に寄与している例も出てきています。
- 商売に寄与する「事業者よし」、公共性や安全性などを担保する「行政よし」、さらには良好な景観を創る「景観よし」と、屋外広告物で「三方よし」を作ることができるようなあり方について、考えていきましょう。



## (2) 屋外広告物の基礎知識

- 屋外広告物とは、屋外広告物法第2条で「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」として定められています。
- 文字や商標だけでなく、絵、写真などの商品や、サービス等をイメージさせるものも屋外広告物となります。また、商業広告でない営利目的としない屋外広告物も対象となります。



- 屋外広告物は、掲出の際のルールが定められています。本市では、和歌山市屋外広告物条例を制定し、「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する」ために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めており、これを遵守することが求められます。(基準の詳しい内容は、「ルール編」を参照してください)

## 2 屋外広告物を計画するにあたって

### (1) 屋外広告物の特徴

- 屋外広告物は、そもそも「広告（マーケティング）」の手段の一つとして考えられます。広告の手段としての屋外広告物という観点から、その一般的な特徴について整理しました。
- 屋外広告物を計画する際には、これらの特徴を良く理解することが大切です。

#### ① 掲出する場所が特定される

テレビや印刷媒体などの一般的なマスメディアは、年齢層や職種、趣味などが訴求対象の分類の根拠となりますが、屋外広告は掲出する場所が特定されるので、場所の特性をいかに把握するか、が掲出の上で重要になります。

雑誌や新聞に掲載される広告スペースは、その枠の中で自由な表現が可能ですが、屋外広告はまちの中に位置する広告なので、その場所に合ったふるまいが求められます。

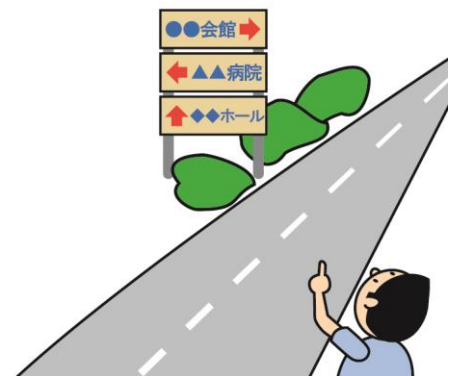


雑誌・新聞等の広告との違いを意識して、効果的な使い方を

#### ② まちの中でのナビゲーションの役割を持つ

屋外広告は、店舗・事務所等の場所を指し示し、目的地に誘導する「ナビゲーション」の役割を有しています。これは通常「サイン」とも言われ、来街者にとって有益な情報を提供しています。

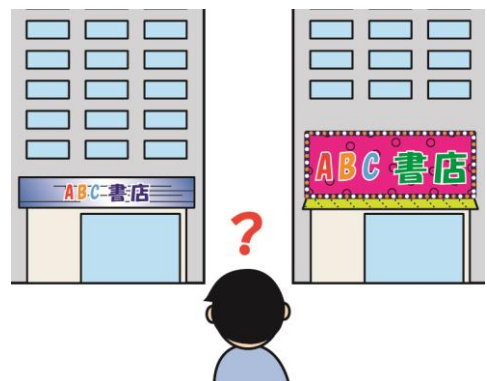
この場合、情報の明快さ、分かりやすさなどが重視され、例えば、交通標識は誘導の機能に特化しているため、できるだけ余計な情報が省かれたデザインになっています。



目的地を把握するために必要な情報を示します

#### ③ 建物とあわせてその店の印象を左右する

店舗そのものについて店名などを表示している屋外広告は、「店がここにある」という情報のみならず、店構えとあわせてその店の印象を決める役割を持ちます。そのため、建物等とあわせて質の高いデザインを考えることが必要です。



看板の色使いやデザインで、店の印象も決まります



#### ④来街者へ反復露出が中心で、更新頻度は高くない

基本的に掲出場所が固定されているので、市内外からの来街者に繰り返し同じ情報を見せる反復露出が中心です。また、建物に掲出される場合が多く、設置には費用もかかります。

表示内容は一定固定され、頻繁に更新されるものでも季節ごとといった期間が主で、テレビや印刷媒体ほど流行に左右され、瞬時に変更されるものではありません（ただ、最近では内容を更新できる電光表示広告物も見られます）。

そのため、情報の鮮度よりも普遍的な価値観が重視され、例えば、どんどん更新される商品の広告よりも、企業名などじっくりとブランドを認知させる方法に向いている広告といえます。

#### ⑤掲出できる情報は多くなく、あくまでもまちの一部として存在

屋外広告物は掲載できる情報量も限られます。また、まちの中には広告だけでなく、建物や緑、道路など様々な要素が存在しています。あくまでも、まちの一部として屋外広告物が存在しているのです。

来街者は広告を一つ一つ意識して見るわけではありません。逆に言えば、効果的にメッセージを発信しないと、全く見てもらえないという状況に陥ります。かといって、周囲を逸脱した表現はそのまちのイメージにも影響します。



来街者にとっては繰り返し目にするものです



屋外広告物には、一時的な情報より普遍的な情報の方が適しています



屋外広告物もまちやまちなみの一部で、まちの中での調和が重要です

## (2) 屋外広告物の計画の手順

- 前述した屋外広告物の持つ特徴を踏まえて、以下の手順で計画してはいかがでしょうか。

### STEP1 広告の企画

どんな内容を広告したいのか、広告の企画を話し合います。

- 広告の内容（商品／企業／その他）
- 広告のターゲットと場所（誰に訴求したいか／そのためにどんな場所で行うか）
- 広告の種類（どんな広告を使うのか）
- 広告の掲出期間（どの期間掲出するのか）
- 他の媒体との役割分担（テレビや雑誌などのマスメディア、インターネットとどう連携するか）
- 広告にかかる費用と効果（費用対効果が十分か）  
など

### CHECK!

- 広告で伝えたい内容が明確に整理されているか？
- 広告のターゲットが明確か？
- ターゲットにあった掲出場所が選ばれているか？
- 他の媒体との役割分担が図られているか？
- 費用対効果が見込めるものか？

### STEP2 広告のデザイン

内容に即したデザインを考えます。その際、デザインに求められる要件だけではなく、景観の側面を考慮することが大切です。

- 使いやすさ、伝わりやすさ（機能性）
- 美しさ（審美性）
- 合理的なものづくり（経済性）
- +
- 景観（場所の特性、周辺との調和）

### CHECK!

- 使いやすさ、伝わりやすさが考慮されたデザインとなっているか？
- 美しさが考慮されたデザインとなっているか？
- 合理的なものづくりが考慮されたデザインとなっているか？
- 景観（場所の特性、周辺との調和）が考慮されたデザインとなっているか？

### STEP3 ルールとの適合チェック

屋外広告物条例など、法令等ルールとの適合についてチェックし、許可等必要な手続きを行います。

- 屋外広告物条例
- 建築基準法
- 道路法 など
- ※詳細は「ルール編」を参照してください。

### CHECK!

- 屋外広告物条例に適合しているか？
- 条例に沿った手続きが行われているか？
- 掲出する事業者は市への屋外広告業登録を行っているか？
- その他、関連法規を遵守しているか？

### STEP4 掲出と維持・管理（メンテナンス）

許可等を経て、屋外広告物を掲出します。

掲出した後も、適正な状態に保てるように維持・管理（メンテナンス）を行いましょう。

### CHECK!

- 計画に即した掲出となっているか？
- 定期的に維持・管理（メンテナンス）が行われているか？

### 3 良好な屋外広告物のデザイン事例

- 計画にあたって参考となる、良好な屋外広告物のデザイン事例を集めました。これらはあくまでも一例で、屋外広告物は場所によってそのあり方が変わるものなので、その場所にあった広告物のあり方を考えてみるのが大切です。

#### ① まちなみ景観への配慮、周辺との調和



- ビル名・テナント名などを必要最小限の情報に抑えた形で表示しています。
- 大きい表示の方が初めて訪れる方には分かりやすい側面もありますが、逆に既に訪れている人にとっては情報の重要性が増しません。必要な情報がシンプルに表示されている方が視認しやすいこともあります。



- 城への眺めに配慮したまちなみ景観とするため、屋上広告物の掲出などに対して制限を行って、誘導しています。
- ビルの壁面などにもできるだけ屋外広告物を掲出しないようにしています。
- 城などの重要な資源がある場合は、それに合わせた屋外広告物のふるまいが求められます。



- 駅前でありながら、できるだけ建物と一体化した、突出しない形態を採用しています。
- 通常、駅前に掲げられる屋外広告物は、「目立たせよう」という意識が先行しますが、周辺の落ち着いた住宅地というイメージを大切にしながら、屋外広告物の掲出も控えめにしています。



- 周辺に白壁のまちなみがある場所で、建築物の意匠や塀などとあわせて、屋外広告物の意匠にも、色彩や枠などのしつらえにも配慮をほどこしています。
- 屋外広告物は企業のイメージも表現する媒体ですので、安易な掲出でイメージダウンにつながらないように留意することが必要です。

## ②情報の統一、集合化



- 個々の店舗がそれぞれバラバラに屋外広告物を掲出するのではなく、まちぐるみで協調して掲出した例です。
- こうして情報を整えることで、見やすくなりますし、まちなみへの寄与も大きいものがあります。



- 建物を新たに建て替える際に、壁面に屋外広告物の表示スペースを決めて、集合化させて表示させている例です。
- これによって、各テナントの表示に際してのバランスも取りやすく、すっきりと整理されていることから見やすくなります。

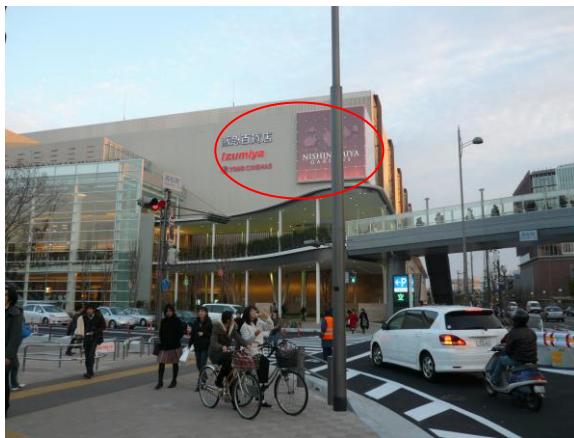


- 独立広告物の規格を統一して表示した例です。
- このように掲出するスペースを統一すると、突出感がなくなり、まちなみの一部として阻害しない、周辺と調和した広告物としての印象が高まります。



- 駅前のテナントビルで、壁面の使い方ルールを設けて統一化を図っている例です。
- 既存のテナントビルでは、テナントの意向もあって屋外広告物の掲出のコントロールは難しいものですが、ビルオーナーの意識、働きかけによって改善できる例もあります。

### ③良質なデザイン



- 壁面の YR 系の色調と合うように、屋外広告物の色彩を選択するとともに、テナント名も統一化して、すっきりとした外観としています。
- テナント名はその存在を知らせるものですが、こうした大型複合商業施設では、このテナント名を見て来店動機になるということは少ないと思われます。



- 行き先の情報をセンス良くまとめたデザインです。
- 足下に配置してある植栽もあいまって、印象を高めます。



- バナー広告が上手く通りの雰囲気とあっている例です。
- 反復的に掲出することで、まちなみとしての一体感、連続性を生み出します。



- 背後の山なみとの関係に配慮した建築物の意匠にあわせて、屋外広告物のデザインを行った例です。
- 曲線を採用して、建物と一体感があり、全体として落ち着いた意匠となっています。



- テナントの表示をセンス良くまとめている例です。
- 壁面広告物で大々的に表示すると、建築や店舗の印象を崩してしまい、かえって来店者を遠ざける結果になってしまうのではないのでしょうか。



- お店のイメージを伝える屋外広告物のデザインの例です。
- 和のイメージをのれんで表現しており、店のCIカラーである紫を効果的に使い、印象を高めています。



- 場所のイメージにあわせて、建物の軒先に短のれんを掲出し、一体感や連続感を出した事例です。まちなみの印象を高める役割も担っています。

## 4 屋外広告物の適正化に向けて

- 屋外広告物の適正化に向けて、関係法令を遵守しましょう。
- 本市では、平成 17 年度から、電柱等に違法に貼られたはり紙、はり札等を除却していただくボランティア活動を行う市民を「和歌山市路上違反広告物除却推進員」として募集しています。
- 登録推進員数は 100 名を超えており、概ね年 1 回一斉除却活動を行っています。  
※主な団体：和歌山県屋外広告美術協同組合、和歌山県宅地建物取引業協会ほか



和歌山市路上違反広告物除却推進員による  
一斉除却活動の様子





# 屋外広告物の手引き

## ～ルール編～

---

---

# 1 屋外広告物条例について

## (1) 屋外広告物条例の目的

本市の屋外広告物条例は屋外広告物法に基づき平成8年12月に制定され、市全域を対象として運用を行っています。

屋外広告物条例の目的は、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としています（第1条）。

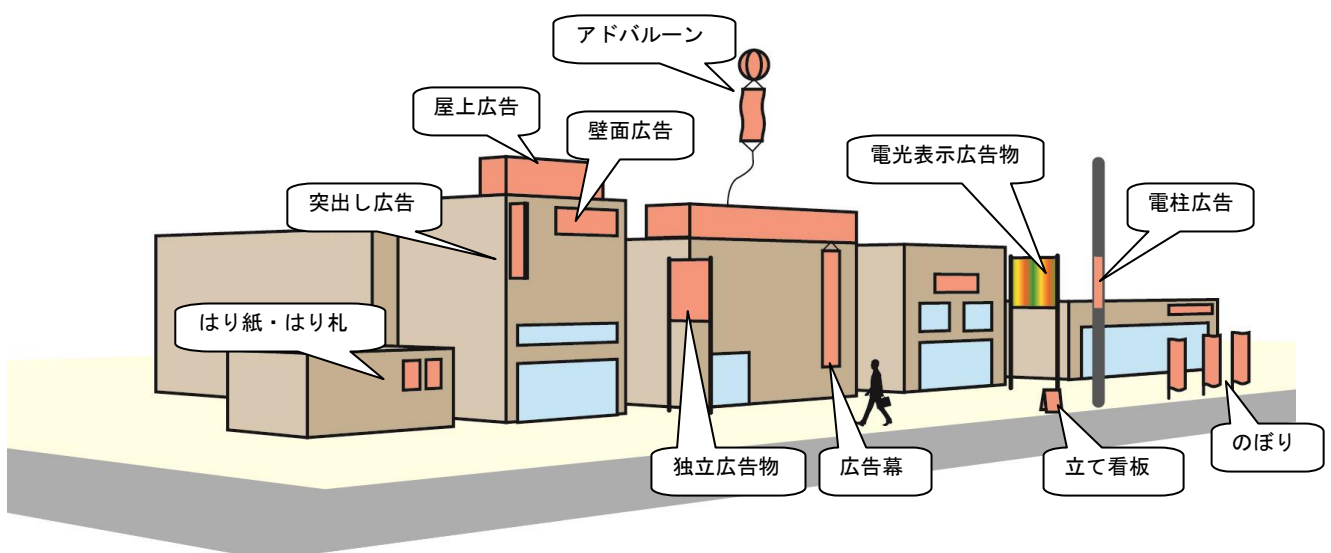
広告物又は広告物を掲出する物件（「掲出物件」といいます）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない、としています（第2条）。

## (2) 屋外広告物の定義

屋外広告物とは、以下の4つの要件を全て満たすものです。

- (1) 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- (2) 屋外で表示されるもの
- (3) 公衆に表示されるもの
- (4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※本市では、「広告塔」ならびに「広告板」を「独立広告物」として位置づけています。



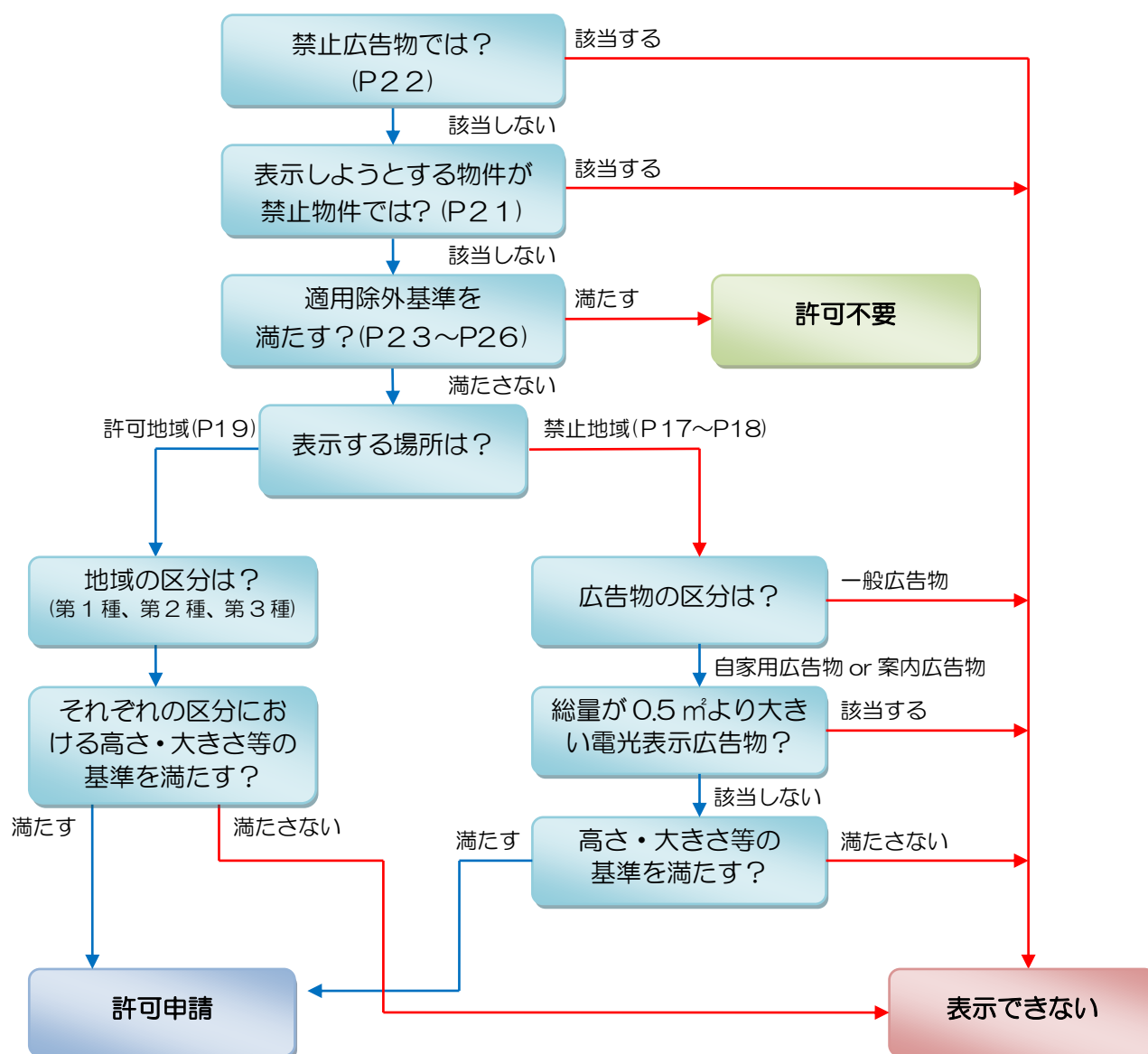
### (3) 屋外広告物の設置手順

屋外広告物を設置する前に、広告物の設置が可能な地域であるか、また、設置可能な種類の広告物かどうかなど以下のフロー図に沿って確認してください（景観保全型広告整備地区等は除きます）。

屋外広告物の設置の前に・・・

- ①表示しようとする広告物が禁止広告物に該当するようなものでないか、広告物を表示しようとする物件が禁止物件でないか確認しましょう。
- ②適用除外の基準を満たすか確認しましょう。
- ③次に広告物を表示しようとする地域が、禁止地域でないかどうかを確認しましょう。
- ④広告物を表示しようとする地域が許可地域（第1種、第2種、第3種）である場合、表示しようとする広告物の大きさや表示方法等が許可の基準に適合しているか、検討する必要があります。

#### 【屋外広告物の設置手順】



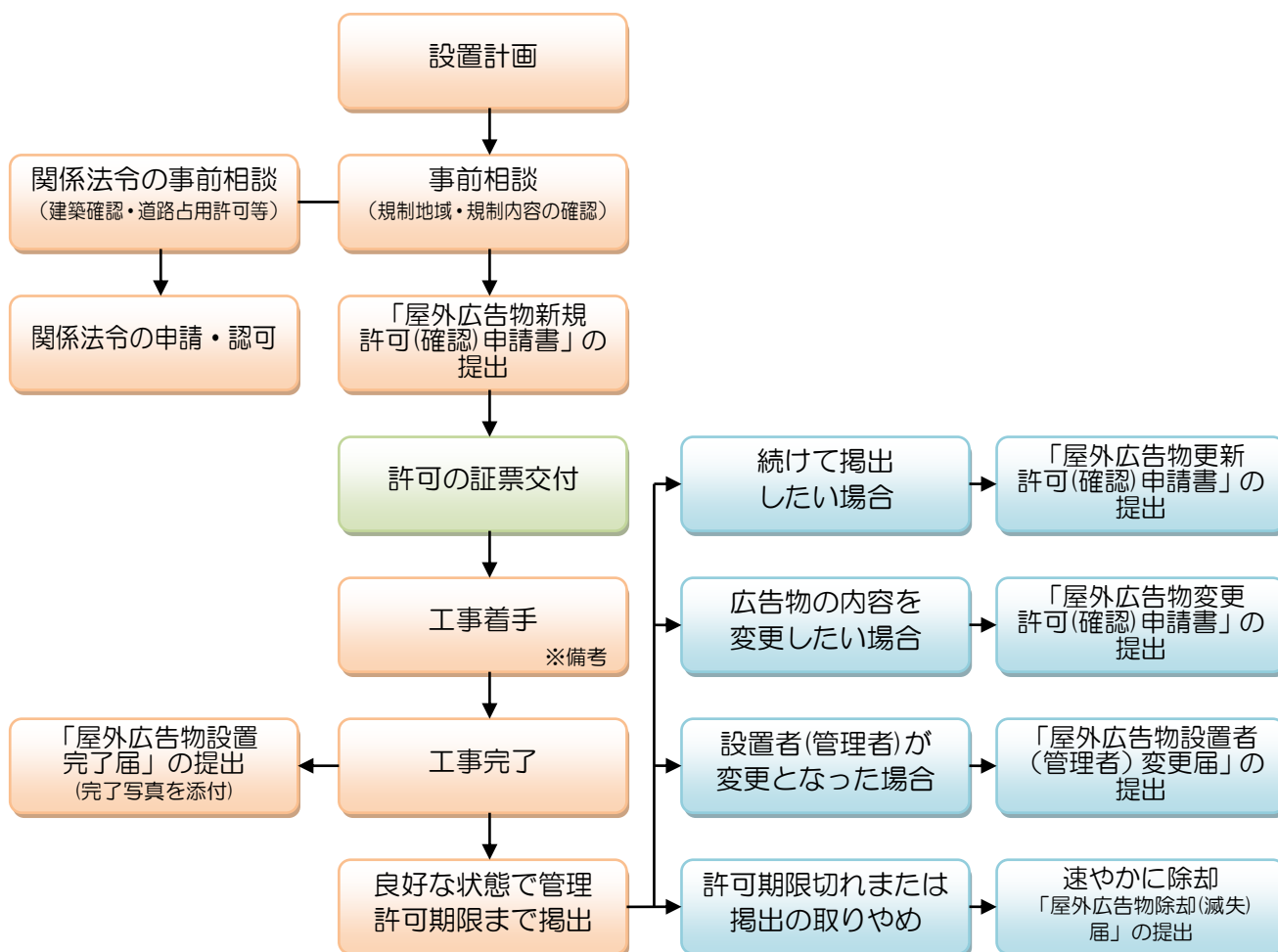
※注1：特定の広告物によっては、表示できる場合もあります。  
 ※注2：特定の広告物によっては、許可が必要な場合もあります。

## (4) 屋外広告物の許可申請の手続き

屋外広告物を掲出する場合には、一部の適用除外広告物を除き、あらかじめ、市長の許可を受けなければなりません。

許可申請の手続きの流れは下記の通りです。

### 【許可申請の手続きの流れ】



※備考：設置を依頼する場合は、和歌山市屋外広告業登録を行っている業者に依頼してください。

### 【許可期間】

広告物の種類	許可の期間
建築物を利用する広告物及び独立して設置される広告物	3年以内
置看板、電柱、街灯柱その他電柱の類並びにアーチ及びアーケードの支柱を利用する広告物又は標識を利用する広告物	1年以内
はり紙、はり札、立看板、広告幕、のぼり旗、アドバルーン又はぼんぼり	1月以内

## 2 屋外広告物条例の規制の概要

制度の枠組みとしては、大きくは掲出区域に関する規制（許可地域、禁止地域の設定）と、掲出物件に関する規制（規格の設定、禁止物件・禁止広告物）により、掲出の禁止もしくは掲出する場合の大きさ等の制限を設けています。一部の掲出行為については適用除外規定を設けて、禁止若しくは一部規定の緩和を行っています。

### （1）掲出区域に関する規制

#### ①禁止地域（条例第4条関係）

良好な景観を形成し又は風致を維持するために、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止する区域であり、住環境や文化財・史跡・名勝等の自然的景観（風致）を守る必要のある地域のほか、官公署や学校等の公共施設の敷地が禁止区域に位置づけられています。

ただし、最低限必要な自家用広告物及び案内広告物等の設置は認められます。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、生産緑地地区及び風致地区(市長が指定する区域<sub>※</sub>を除く。)

※：現在指定はありません

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する区域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域<sub>※</sub>

※：和歌山城、東照宮、天満神社、護国院、加太春日神社、旧柳川家、旧谷山家、旧中筋家、鳴神貝塚、岩橋千塚古墳群、上野廃寺跡、四箇郷一里塚、大谷古墳、養翠園

(3) 和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する区域<sub>※</sub>

※：旧谷村まつ住宅、旧小早川梅吉住宅、護国院、木本八幡神社、力侍神社、阿弥陀寺、総持寺

(4) 和歌山市文化財保護条例(昭和41年条例第16号)第3条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する区域<sub>※</sub>

※：海禅院、湊御殿、大立寺、光恩寺、不老橋、嘉永橋

(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号の規定により指定された保安林のある地域<sub>※1</sub>(市長が指定する区域<sub>※2</sub>を除く。)

※1：府中字八幡垣内、禰宜字寺口、和田字前山

※2：現在指定はありません

(6) 高速自動車国道(休憩所又は給油所の存する区域のうち、市長が指定する区域<sub>※1</sub>を除く。)の全区間、道路(高速自動車国道を除く。)の市長が指定する区間<sub>※2</sub>並びに鉄道及び索道(次号において「鉄道等」という。)の市長が指定する区間<sub>※3</sub>

※1：現在指定はありません

※2：県道和歌山阪南線、県道和歌山打田線、県道岬加太港線、京奈和自動車道、第2 阪和国道

※3：現在指定はありません

(7) 道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域※

※：阪和自動車道及び京奈和自動車道の路端から両側各 300 メートルのうち路面より高い地域のうち道路から展望できる区域（下図参照）

県道和歌山阪南線の道路端から両側各 200 メートルのうち道路から展望できる区域

県道和歌山打田線の道路端から両側各 200 メートルのうち道路から展望できる区域

県道岬加太港線の道路端から両側各 200 メートルのうち道路から展望できる区域

第二阪和国道の路端から両側各 200 メートルのうち道路から展望できる区域

(8) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域

(9) 河川、溪谷、海浜、山及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域※

※：1 級河川…紀の川ほか 21 河川、2 級河川…清水川ほか 4 河川、準用河川…前代川及び永山川、普通河川…日野川ほか 27 河川

(10) 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域※

※：現在指定はありません

(11) 官公署及び国又は地方公共団体が設置し、又は管理する学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院等の建造物並びにこれらの敷地

(12) 古墳、墓地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域※

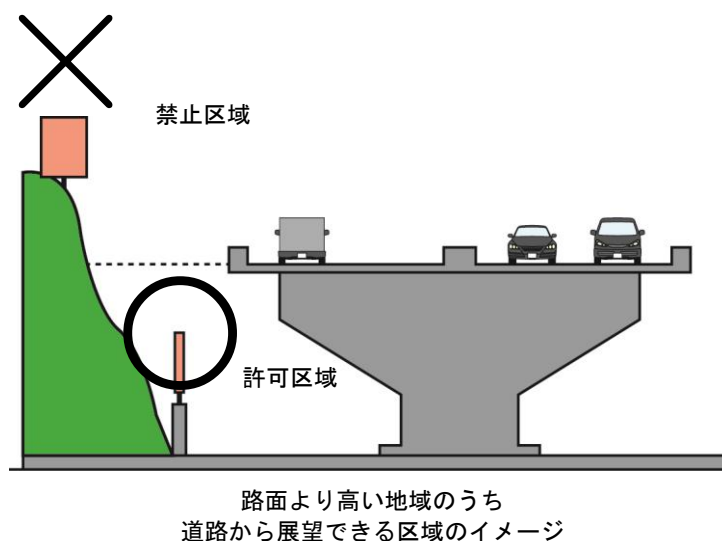
※：和歌山県立紀伊風土記の丘管理区域

(13) 社寺、教会又は火葬場の建造物及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域※

※：紀三井寺及びその周辺の区域

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて指定する区域※

※：現在指定はありません



②許可地域（条例第3条関係）

広告物の表示又は掲出物件の設置は可能ですが、その際に市長の許可を必要な区域であり、掲出する広告物の種類ごとに規制を設けています。本市は、禁止地域以外は全て許可地域となっています。

なお、地域の特性に応じて、許可地域を下記の通り3つの地域に細区分しています。

区分	考え方	場所
第1種地域	良好な自然景観や町並み景観との調和を図る地域であり、景観への配慮が特に必要である地域	ア 市街化調整区域 イ 道路、鉄道等で市長が指定する区間 ウ 道路、鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域 エ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて指定する区域
第2種地域	周辺環境との調和を図る地域であり、景観への配慮が一定程度必要な地域	第1種地域及び第3種地域以外の地域又は場所
第3種地域	商業系用途地域を中心としたまちのにぎわいが見られる広告物の需要が高い地域で、周辺景観への配慮が最低限必要な地域	ア 準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域。ただし、市長が指定する区域を除く イ 道路、鉄道等で市長が指定する区間※1 ウ 道路、鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域※2 エ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて指定する区域

※1：国道24号、県道井ノ口秋月線、県道岩出海南線

※2：国道24号、県道井ノ口秋月線、県道岩出海南線の道路端から両側各150メートルのうち道路から展望できる区域





## (2) 掲出物件に関する規制

### ①禁止物件（条例第5条関係）

市内での広告物の表示、又は広告物を掲出する物件の設置に当たり、景観上の影響が特に大きい道路空間内に設置される物件（橋りょう、トンネル、高架構造物、道路標識、ガードレール、送電塔など）を中心に、広告物の表示及び掲出物件の設置ができない禁止物件を定めています。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋
- (2) 石垣及びよう壁の類
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、道路情報管理施設、パーキング・チケット発給設備、カーブミラー、歩道さく、ガードレール、こま止めの類及び里程標の類
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便差出箱及び公衆電話所並びに路上変圧器の類
- (7) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (8) 煙突及びガスタンクその他タンクの類
- (9) 銅像、神仏像及び記念碑の類
- (10) 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて指定する物件

※道路の路面にも、広告物を表示できません。

また、次に掲げる物件には、はり紙、はり札、のぼり旗、立看板などの表示設置はできません。

- (1) 電柱、街灯柱その他電柱の類
- (2) アーチ及びアーケードの支柱
- (3) 消火栓の標識

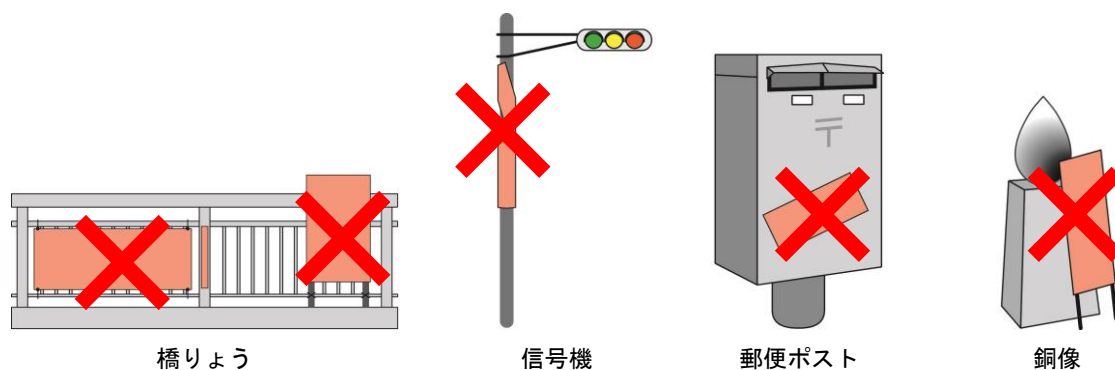
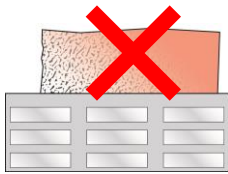


図 禁止物件のイメージ

②禁止広告物（条例第11条関係）

著しく汚染、退色、塗料等のはく離したもののや、著しく破損・老朽化したもの、倒壊又は落下のおそれがあるものなど、安全面での危険を及ぼすおそれがあるものは禁止広告物として、表示又は設置を禁止しています。

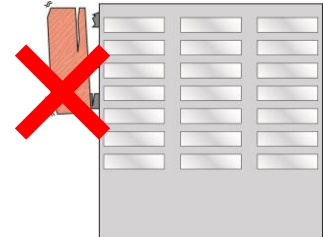
- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



退色・塗料の剥離



破損・老朽



倒壊又は落下

図 禁止広告物のイメージ

### (3) 適用除外 (条例第9条関係)

他法令による掲出行為や公共上やむを得ないものなど、一部の掲出行為については、その掲出目的等に着目して、必要な制限を付加した上で、適用除外規定を設け、禁止の解除や一部制限の適用除外(緩和)を行っています。

適用除外とする規定の範囲は、掲出行為ごとに定められており、許可区域・禁止区域・禁止物件・禁止広告物に関する全ての規定に及ぶものから、許可区域に関する規定に限定されるものまで、きめ細かく定められています。

なお、23頁から26頁までの下線部の記載において電光表示広告物を掲出する場合は、各基準満たしていても許可対象の広告物となります。

#### ①自家用広告物

自家用広告物とは、「自己の名称、店名、営業の内容を表示するために、自己の住所又は営業所に表示する広告物」です。

自家用広告物で、下記の基準に適合するものは、許可不要で表示・設置ができます。

※自家用広告物以外の広告物は、一般広告物と呼びます。

種類	基準		
	個別基準	総量基準	
建築物を利用する広告	壁面広告	(1)表示面積の合計は、1壁面につき、10㎡以下であること。 (2)壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 (3)窓その他の開口部を覆わないものであること。	一の敷地における表示面積の合計が10㎡以下であること。
	突出し広告	(1)表示面積は、1面につき、3㎡以下であること。 (2)表示面は、2面であること。 (3)1壁面につき、1列であること。 (4)広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 (5)地面から広告物下端までの高さは、2.5m以上であること。 (6)道路上に突き出ないものであること。 ※注 (7)信号機及び道路標識から10m以上離して設置するものであること。ただし、道路上に突き出ないものにあつては、この限りでない。	
独立広告物	(1)表示面積の合計は、10㎡以下であること。 (2)高さは、4m以下であること。 (3)個数は、1個であること。 (4)片面にのみ広告物を表示する場合でその裏面が見えるときは、板等により覆い、又は塗装するものであること。 (5)高速自動車国道から展望できる100m以内の区域にあつては、点滅又は回転するものでないこと。 (6)道路上に突き出ないものであること。		
立看板又は置き看板	(1)表示面積は、1面につき、2㎡以下であること。 (2)個数は、1個であること。 (3)風雨等により倒れるおそれのないものであること。		

※注：やむを得ない場合は、道路の占用の許可を受けて設置するものに限り、道路の上空に突き出すことができる。この場合、道路上の突出し幅は1.0m以下であること。

## ②管理用広告物

管理用広告物とは、「自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物」で、下記の基準に適合するものは、許可不要で表示・設置ができます。

基準
(1)表示面積は、一の土地又は一の物件につき、1㎡以下であること。
(2)表示内容は、所有し、又は管理する上で必要なものであること。
(3)個数は、一の土地又は一の物件につき、1個であること。



図 管理用広告物のイメージ

## ③自治会及びPTAが表示する広告物

自治会及びPTAが公共的目的を持って表示する広告物で、下記の基準に適合するものは、許可不要で表示・設置ができます。

種類	基準
壁面広告	(1)表示面積の合計は、1壁面につき、5㎡以下であること。 (2)壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 (3)窓その他の開口部を覆わないものであること。
独立広告物	(1)表示面積は、1面につき、5㎡以下であること。 (2)高さは、4m以下であること。 (3)道路又は鉄道に平行又は直角に設置するものであること。 (4)道路上に突き出さないものであること。
立て看板 その他	表示面積は、1面につき、2㎡以下であること。

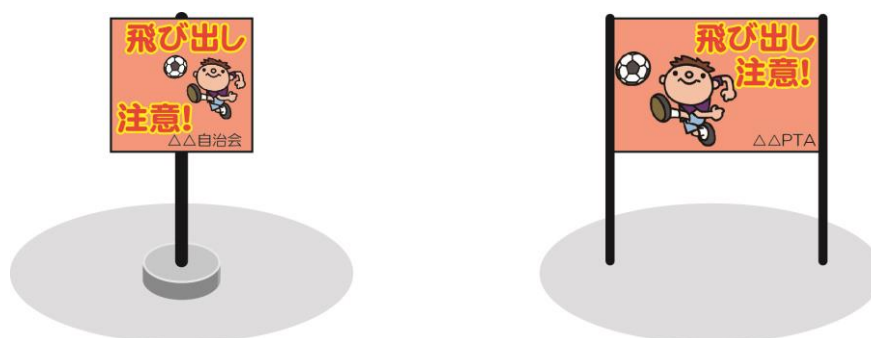


図 自治会及びPTAが表示する広告物のイメージ

#### ④その他

下記物件は、許可不要で表示・設置ができます。

- 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又は掲出物件
- 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又は掲出物件
- 人、動物、車両又は船舶等に表示される広告物
- 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、下記で定める基準に適合するもの
  - ・工事期間中に限り表示するものであること。
  - ・宣伝の用に供さないものであること。
- 地方公共団体が設置する公共掲示板及びこれに表示する広告物
- 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又は掲出物件（市長への届出が必要）
- 地域の発展に資する目的で形成された団体その他これに類する団体として市長が認めるものが規則で定める期間（3月を超えないもの）において表示する広告物又は掲出物件（市長への届出が必要）

#### ⑤許可地域に許可不要で表示できる広告物

下記物件は、許可地域においては、許可不要で表示・設置ができます。

- 政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示又は設置するはり紙、はり札、のぼり旗、立看板その他これらに類するものについては、その表示期間が30日を超えないもので、「表示期間」「表示者」「表示責任者の住所及び氏名」を明示したもの

#### ⑥禁止地域に表示できる広告物

下記物件は、市長の許可を受けた場合に限り、禁止地域であっても表示・設置ができます。

- 道標、案内図板、案内板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件

#### ⑦禁止物件に表示できる広告物

下記物件は、禁止物件であっても表示・設置ができます。

- 禁止物件のうち「(1)橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋」「(2)石垣及びよう壁の類」「(3)街路樹及び路傍樹」「(4)信号機、道路標識、道路情報管理施設、パーキング・チケット発給設備、カーブミラー、歩道さく、ガードレール、こま止めの類及び里程標の類」に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物（市長への届出が必要）
- 禁止物件のうち「(2)石垣及びよう壁の類」「(7)送電塔、送受信塔及び照明塔」「(8)煙突及びガスタンクその他タンクの類」「(10)景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木」に表示する自家用広告物等で、下記で定める基準に適合するもの

基準
(1)一の物件につき、表示面積が5㎡以下であること。
(2)表示は、一の物件につき、1個であること。

- 禁止物件に所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

⑧禁止地域、許可地域、禁止物件の適用を受けない広告物

下記物件は、禁止地域、許可地域、禁止物件のいずれの適用を受けずに表示・設置ができます。

○法令又は条例の規定により表示する広告物

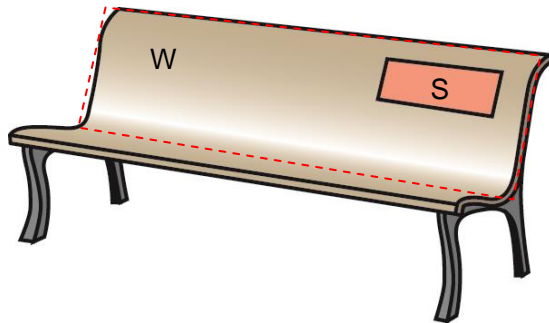
○公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等

○公益上必要な施設又は物件で市長が指定するもの（ベンチ、くず入れ・吸い殻入れ、寄贈された時計台、記念碑の類）に、下記で定める基準に適合して表示する広告物

基準
(1)表示の大きさは、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5㎡以下であること。 (2)表示は、1個であること。

$$S/W \leq 1/20$$

かつ  $S \leq 0.5$



W: 表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさ  
S: 広告物の面積

## (4) 地区指定及び協定制度

禁止地域、許可地域以外に、地区の実情に応じて基準等を付加できる地区指定及び協定制度が用意されています。

### ① 広告物活用地区（条例第6条関係）

市長が、活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を、「広告物活用地区」として指定することができます。

#### 広告物活用地区の概要

- 禁止地域は指定できない
- 地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、景観上及び安全上支障を及ぼすおそれがないものとしての市長の確認を受けなければならない（ただし、一の敷地における表示面積の合計が10㎡以下のものは除く）
- 上記の確認を受けた場合は、許可は不要

### ② 景観保全型広告整備地区（条例第7条関係）

市長が、良好な景観を保全するため、良好な広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、「景観保全型広告整備地区」として指定することができます。

#### 景観保全型広告整備地区の概要

- 景観保全型広告整備地区指定において地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針を定める（基本方針で定める事項）
  - 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想
  - 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
- 地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、基本方針に適合するように努める
- 市長は、届出（条例第9条第2項第1号(自家用広告物等)又は同項第2号(自己管理用広告物等)の規定により適用除外に該当する者は、当該届出が必要）があった場合において、基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して必要な助言又は勧告ができる

※本市では、現在、「和歌山城周辺景観保全型広告整備地区」が指定されています。

## 「和歌山城周辺景観保全型広告整備地区」基本方針

和歌山城は本市を代表する観光資源であるとともに、市民に広く愛される象徴（シンボル）として認識されており、城の周りのけやき大通り、中央通り、三年坂通り、堀端通りの4つの通り沿いに市役所や県立近代美術館といった公共施設の他、業務ビル等が多数集積し、シンボルである和歌山城とあいまって本市の顔となる景観が形成されています。

そこで、建築物等とあわせて屋外広告物においても、本市の顔となる景観としてふさわしい道路景観の魅力の向上や、天守閣やお堀を望むことができる良好な眺望景観の確保を目的として、景観保全型広告整備地区を指定することとし、その基本方針を以下に定めます。

### (1) 指定名称

和歌山城周辺景観保全型広告整備地区（平成 25 年 5 月 29 日告示）

### (2) 指定範囲

けやき大通り、中央通り、三年坂通り及び堀端通りの4つの通りに囲まれ、城やお堀、石垣や城内の緑などが一体的に眺望かつ体感できる範囲（42.8ha）

（景観計画に定める「和歌山城周辺景観重点地区」と同じ。次ページを参照）

### (3) 基本方針

#### ア 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

○和歌山城に面する4つの通りが創る道路景観の魅力を向上させるため、和歌山城及び4つの通りの景観が調和した統一感のある広告物景観の形成を図ります。

○通りごとに設定した景観形成の方針に即した広告物景観の形成を図ります。

（けやき大通り）

城と広がりのある堀が一体となった開放性のある空間を意識し、本市のメインストリートとしてふさわしい賑わいと風格をもったまちなみ景観を形成する

（堀端通り）

城と広がりのある堀が一体となった開放性のある空間を意識し、シビックゾーンとしてふさわしいゆとりと潤いのあるまちなみ景観を形成する

（中央通り）

市の幹線道路であり、城内から連なる緑や石垣、広幅員の道路空間をいかした、シンボリックな道路景観を形成する

（三年坂通り）

緩やかな坂の勾配をいかし、堀や石垣との関係性に配慮した見通しの良い、静かなたたずまいを感じることができるまちなみ景観を形成する

○天守閣からの眺望に加え、天守閣やお堀を望むことができる良好なビューポイント（眺望点）からの眺望景観を確保するため、眺望を妨げる広告物の掲出を最小限に抑制するとともに、掲出するに当たっても眺望景観への配慮を行うものとします。

○掲出に当たっては市との事前協議を行うものとします。



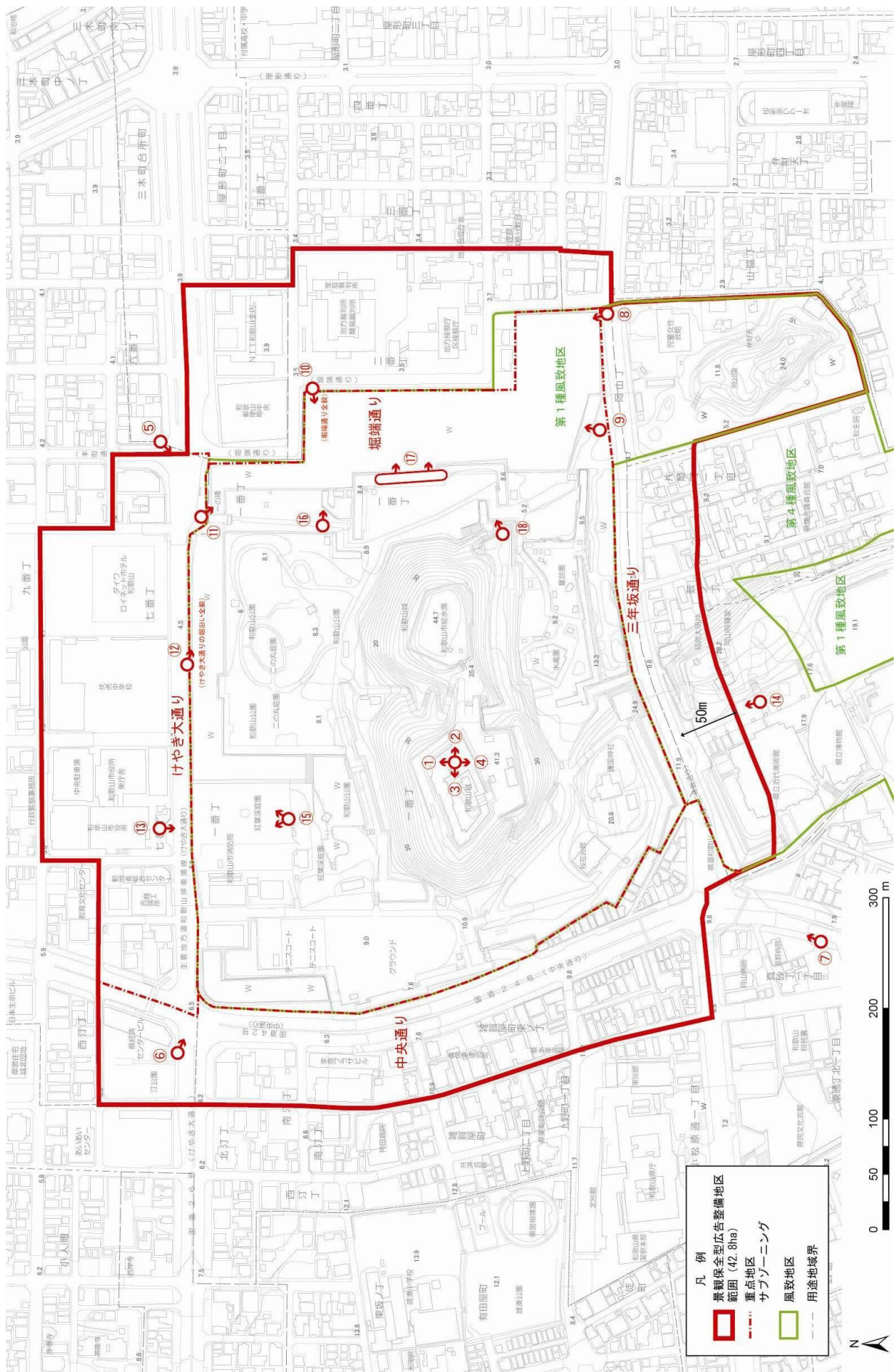


図 和歌山城周辺景観保全型広告整備地区の範囲

イ 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他の表示に関する事項

下の表の通りとします。

	堀端通り	けやき大通り・中央通り	三年坂通り
広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他の表示に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>堀端に植えられている松並木により形成される落ち着いたまちなみ景観に配慮し、極力、屋外広告物の掲出は避ける。掲出する場合であっても、まちなみ景観との調和に留意し、意匠及び高彩度の色彩を避ける。</li> <li>城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則として、屋上広告物は掲出しない。</li> <li>通り沿いの眺望に配慮し、原則として、突出広告物は掲出しない。</li> <li>当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。</li> <li>通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り建築物との一体化したデザインとなるよう配慮する。</li> <li>城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則として、屋上広告は掲出しない。</li> <li>高層建築物の高層部分への屋外広告は、自己用のみ、かつ過大なものとしないう配慮する。</li> <li>低層階部分に設置するものは、デザインや集合化などの工夫をし、通りの賑わいづくりに配慮する。</li> <li>当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。</li> <li>通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堀端に植えられている松並木により形成される落ち着いたまちなみ景観に配慮し、極力、突出広告は避ける。その他の屋外広告物についても規模、意匠、色彩等に留意する。</li> <li>城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則として、屋上広告は掲出しない。</li> <li>当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。</li> <li>通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。</li> </ul>

### ③広告物協定地区（条例第8条関係）

相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の土地所有者等が、一定の区域を定め、景観を整備するため、当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定（広告物協定）を締結し、締結された協定について、市長の認定を受けることができます。

#### 広告物協定地区の概要

- 広告物協定には、次に掲げる事項を定める
  - 広告物協定の目的となる土地の区域
  - 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
  - 広告物協定の有効期間
  - 広告物協定の変更及び廃止の方法に関する事項
  - 広告物協定に違反した場合の措置
  - その他広告物協定の実施に関する事項
- 広告物協定に係る土地所有者等は、協定を変更・廃止した場合において市長に届出が必要
- 市長は、協定の認定をしたときは、協定を締結した土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努める
- 市長は、協定地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者に対し、協定地区の景観を整備するために必要な指導又は助言ができる

## (5) その他の規定

### ① 広告物設置者の義務

#### ○ 許可等の表示

許可等を受けた場合には、その旨の表示が必要ですので、許可の際に交付される許可等の証票は必ず貼り付けてください。

#### ○ 管理義務

広告物の表示者、若しくは掲出物件の設置者又は管理者は、その広告物が見苦しくなったり、危険な状態になったりしないよう、管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

許可等を受けた広告物等を設置する者は、当該広告物等を管理する者を置かなければなりません。

#### ○ 除却義務

広告物を表示・設置する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたときなどは、遅滞なくその広告物又は掲出物件を除却しなければなりません。

### ② 違反広告物に対する措置

違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命じます。

許可を受けずに広告物を表示し、又は掲出物件を設置した場合、禁止地域や禁止物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置した場合は、罰金に処せられる場合があります。

### ③ 屋外広告業の登録

和歌山市内で屋外広告業を営む（屋外広告物の設置等を請負う）場合は市長による屋外広告業の登録（手数料：10,000円）が必要です。

登録を受けずに屋外広告物業を営んだ場合は、罰金に処せられる場合があります。

#### ④広告物の許可申請の手数料及び許可期間について

許可手数料の額及び許可期間については、下記の表のように定めています。

区分		単位	金額	許可期間
建築物を利用する 広告物及び独立して設置される 広告	1㎡以内のもの	1個につき	400円	3年
	1㎡を超え 2㎡以内のもの		700円	
	2㎡を超え 5㎡以内のもの		1,100円	
	5㎡を超えるもの		1,100円に5㎡までごとに1,100円を加算した額	
はり紙及びはり札	1件につき 100枚まで ごとに	400円	1月	
立看板	1個につき	250円	1月	
置看板		500円	1年	
広告幕	1枚につき	400円	1月	
のぼり旗	1個につき	250円	1月	
電柱、街灯柱その他電柱の類並びにアーチ及びアーケードの支柱並びに標識を利用する広告物		400円	1年	
アドバルーン		1,000円	1月	
ぼんぼり		250円	1月	

備考

- 1 形状及び意匠が同一のものは、1件とする。
- 2 表示面積の変更を伴わない変更又は改造の許可等の手数料については、この表に定める額の2分の1の額とする。

ただし、つぎの軽微な変更又は改造は許可及び手数料を必要としない。

- ・ 広告物又は掲出物件の補修その他必要な管理行為
- ・ 許可等を受けた掲示板その他これに類する掲出物件のはり紙又ははり札の変更
- ・ 広告物又は掲出物件の色彩、意匠等の表示の内容又は形状、材料及び構造等の表示の方法を変更しない広告物又は掲出物件の面積の縮小

### 3 屋外広告物の種類別の許可基準

#### (1) 共通基準

壁面・屋上・突出しなどの建築物利用広告、独立広告物、工作物を利用する広告物、その他の広告物、案内広告物の共通基準は下記の通りです。

項目	要件
景観への配慮	(1)都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠及び色彩を有するものとする事。 (2)地色に濃厚なものを使用しないものであること。 (3)広告物の側面及び裏面の不体裁な支柱、金具等が露出せず、美観を損なわないように施工するものであること。 (4)汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。 (5)蛍光及び発光塗料を使用しないものであること。 (6)周囲の景観との調和を図るため、広告物の表示又は掲出物件の設置数は必要最小限とすること。
安全性	(1)夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、安全面に考慮しながら、地域特性等を踏まえたものとする事。 (2)風雨、震動、衝撃、落雷等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。 (3)建築物を利用する場合は、その建築物に対し構造耐力上支障のないものであること。 (4)道路を占用して設置される広告物又は広告物を掲出する物件にあつては、道路管理者の許可を受けたものであること。

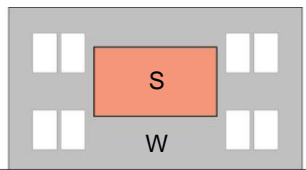
## (2) 建物利用広告

### ① 壁面広告

#### ア 定義

建築物（塀を含む。）の壁面に直接塗料等で広告内容を表示するもの又は木若しくは金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物(塀を含む。)の壁面に取り付けられ、広告内容を表示するもの

#### イ 許可基準

壁面広告		禁止地域	許可地域		
			第1種	第2種	第3種
 <p>S : 広告物の面積 W : 壁面の面積</p>	自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S/W \leq 1/5</math></li> <li>・ <math>S \leq 20</math></li> <li>・ 1 敷地の総量 30 m<sup>2</sup> 以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【<math>W \leq 100 \text{ m}^2</math>】</li> <li>・ <math>S/W \leq 1/3</math></li> <li>・ <math>S \leq 20</math></li> <li>【<math>W &gt; 100 \text{ m}^2</math>】</li> <li>・ <math>S \leq (W-100) \times 1/20 + 20</math></li> <li>・ <math>S \leq 100</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【<math>W \leq 100 \text{ m}^2</math>】</li> <li>・ <math>S/W \leq 1/3</math></li> <li>・ <math>S \leq 30</math></li> <li>【<math>W &gt; 100 \text{ m}^2</math>】</li> <li>・ <math>S \leq (W-100) \times 1/10 + 30</math></li> <li>・ <math>S \leq 200</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【<math>W \leq 100 \text{ m}^2</math>】</li> <li>・ <math>S/W \leq 1/2</math></li> <li>・ <math>S \leq 50</math></li> <li>【<math>W &gt; 100 \text{ m}^2</math>】</li> <li>・ <math>S \leq (W-100) \times 1/7 + 50</math></li> <li>・ <math>S \leq 300</math></li> </ul>
	一般	掲出不可	1 壁面につき 1 事業所 1 個		
	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。</li> <li>・ 窓その他の開口部を覆わないものであること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 20</math></li> <li>・ <math>S/W \leq 1/5</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 30</math></li> <li>・ <math>S/W \leq 1/5</math></li> </ul>
			形状、色彩及び意匠について周辺の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき上記面積基準×1.5 以下に緩和		

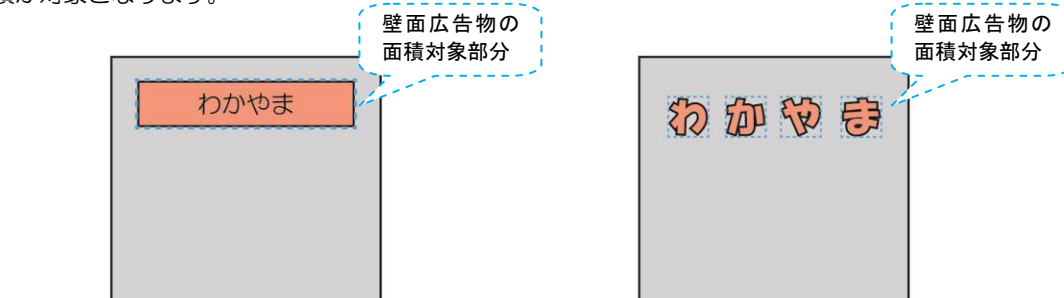
※面積は1面あたりの表示面積の合計の基準

#### ウ 許可手数料及び許可期間

p 33 参照

注：壁面広告物の表示面積の考え方

壁面広告物の表示面積は、枠で作成されている場合はその枠全体、文字で構成されている場合は文字単位的面積が対象となります。



## ② 突出し広告

### ア 定義

金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の壁面から突き出して取り付けられ、広告内容を表示するもの

### イ 許可基準

突出し広告		禁止地域	許可地域		
			第1種	第2種	第3種
<p>S: 広告物の面積 W: 道路からの突出し幅 h: 地面から広告物上端までの高さ h': 地面から広告物下端までの高さ</p>	自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>S \leq 5</math></li> <li>• <math>h \leq 10</math></li> <li>• 1 敷地の総量 30 m<sup>2</sup>以下</li> </ul>	$h \leq 10$	$h \leq 20$	$h \leq 30$
	一般	掲出不可	信号機及び道路標識から10mの範囲に突き出すものでないこと。		
	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路に突き出ないものであること。ただし、やむを得ない場合は、道路の占用の許可を受けて設置するもの限り、道路に突き出すことができる。この場合、<math>W \leq 1.0</math>であること。ただし、<u>県道の場合は、<math>W \leq 0.6</math></u>（道路占有許可関係）</li> <li>• 表示面は、2面であること。</li> <li>• 1壁面につき、1列とし、規格を統一するものであること。</li> <li>• 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。</li> <li>• 通常の通行の妨げにならないものであること。</li> </ul>			

※面積は1面あたりの表示面積の合計の基準

### ウ 許可手数料及び許可期間

p 33 参照

## ③ 吊下げ広告

### ア 定義

金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の上部から吊り下げ取り付けられ、広告内容を表示するもの

### イ 許可基準

吊下げ広告		禁止地域	許可地域		
			第1種	第2種	第3種
<p>S: 広告物の面積 h: 地面から広告物下端までの高さ</p>	自家用	1 個あたり <ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>S \leq 2</math></li> <li>• 道路の占用の許可を受けて設置するもの、又は歩道上にあっては <math>h \geq 2.5</math>（歩道と車道の区別のない道路にあっては <math>h \geq 4.5</math>）</li> <li>• 通常の通行の妨げにならないものであること。</li> </ul>			
	一般	掲出不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 敷地の総量 30 m<sup>2</sup>以下</li> </ul>		

### ウ 許可手数料及び許可期間

p 33 参照

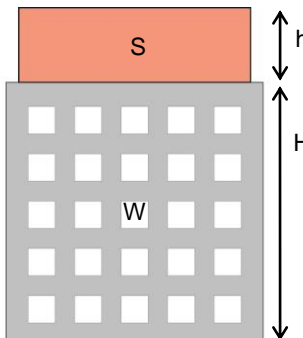


#### ④屋上広告

##### ア 定義

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の屋上(階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物を含む。)に設置して広告内容を表示するもの(屋上構造物に直接塗料等で広告内容を表示するものを含む。)

##### イ 許可基準

屋上広告		禁止地域	許可地域		
			第1種	第2種	第3種
 <p>S: 広告物の面積 W: 壁面の面積 h: 広告物の高さ H: 建築物の高さ</p>	自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>S/W \leq 1/10</math></li> <li>• <math>h/H \leq 1/3</math></li> <li>• <math>h+H \leq 20</math></li> <li>• 1敷地の総量 30㎡以下</li> <li>• 高速自動車国道から展望できる100m以内の区域では、点滅・回転しないもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>h/H \leq 1/3</math></li> <li>• <math>h \leq 7</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>h/H \leq 1/2</math></li> <li>• <math>h \leq 10</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>h/H \leq 2/3</math></li> <li>• <math>h \leq 15</math></li> </ul>
	一般	掲出不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>h/H \leq 1/5</math></li> <li>• <math>h \leq 7</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>h/H \leq 1/3</math></li> <li>• <math>h \leq 10</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>h/H \leq 1/2</math></li> <li>• <math>h \leq 15</math></li> </ul>
	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物の壁面から突き出ないものであること。</li> <li>• 建築物1棟につき、1個であること。</li> <li>• 屋根に直接表示しないこと。</li> <li>• 木造建築物に掲げるものでないこと。</li> </ul>			

※建築物の階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物の上に設置する広告物については、その屋上構造物の高さは建築物の高さに算入せず、広告物の高さに含まれるものとする。

※面積は1面あたりの表示面積の合計の基準

##### ウ 許可手数料及び許可期間

p 33参照

## ⑤バスシェルター広告

### ア 定義

金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、バスシェルターに取り付けられ、広告内容を表示するもの

### イ 許可基準

バスシェルター広告	禁止地域	許可地域		
		第1種	第2種	第3種
 <p>S : 広告物の面積</p>	掲出不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 3</math></li> <li>・ 広告物を設置し、管理するものは、バス事業者であること。</li> </ul>		

※面積は1面あたりの表示面積の合計の基準

### ウ 許可手数料及び許可期間

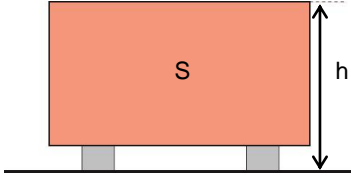
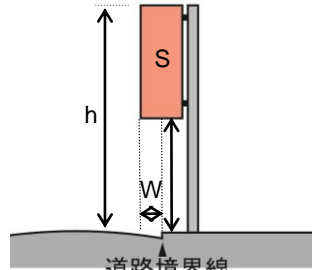
p 33参照

### (3) 独立広告

#### ア 定義

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に設置し、広告内容を表示するもの（防火壁、塀、フェンス等の工作物に表示され、又は設置されるものを含む。）

#### イ 許可基準

独立広告	禁止地域	許可地域		
		第1種	第2種	第3種
  S : 広告物の面積 h : 広告物の高さ W : 道路からの突出し幅	自家用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 10</math> (1面あたり)</li> <li>・ <math>S \leq 20</math> (合計)</li> <li>・ <math>h \leq 10</math></li> <li>・ 1敷地の総量 <math>30 \text{ m}^2</math>以下</li> <li>・ 高速自動車国道から展望できる <math>100\text{m}</math>以内の区域では、点滅・回転しないもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 15</math> (1面あたり)</li> <li>・ <math>S \leq 30</math> (合計)</li> <li>・ <math>h \leq 15</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 20</math> (1面あたり)</li> <li>・ <math>S \leq 40</math> (合計)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 30</math> (1面あたり)</li> <li>・ <math>S \leq 60</math> (合計)</li> </ul>
	一般 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲出不可</li> <li>・ <math>S \leq 7</math> (1面あたり)</li> <li>・ <math>S \leq 14</math> (合計)</li> <li>・ <math>h \leq 7</math></li> <li>・ 踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから <math>10\text{m}</math>以上離して設置するものであること。</li> <li>・ 相互間の距離は後から設置される広告物の高さ (<math>4\text{m}</math>未満のときは、<math>4\text{m}</math>) 以上であること。</li> <li>・ 点滅し、又は回転するものでないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 15</math> (1面あたり)</li> <li>・ <math>S \leq 30</math> (合計)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 20</math> (1面あたり)</li> <li>・ <math>S \leq 40</math> (合計)</li> </ul>	
	共通 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路上に突き出ないものであること。</li> <li>・ 片面にのみ広告物を表示する場合で裏面が見えるときは、板等により覆い、又は塗装するものであること。</li> </ul>			形状、色彩及び意匠について周辺の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき上記面積基準 $\times 1.5$ 以下に緩和

※面積は1面あたりの表示面積の合計の基準

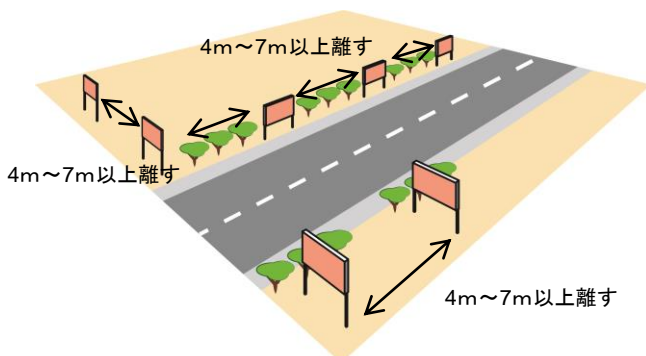
#### ウ 許可手数料及び許可期間

p 33参照

注：相互間距離・信号機等からの距離について（自家用広告物には適用されません）

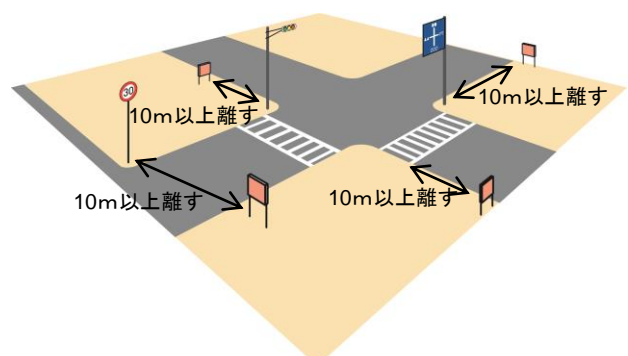
#### 【相互間距離】

独立して設置される一般広告物の相互間の距離は、後から設置される広告物の高さ（ $4\text{m}$ 未満の時は、 $4\text{m}$ とする）以上離してください。



#### 【信号機等からの距離】

独立して設置される一般広告物は、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから  $10\text{m}$ 以上離してください。



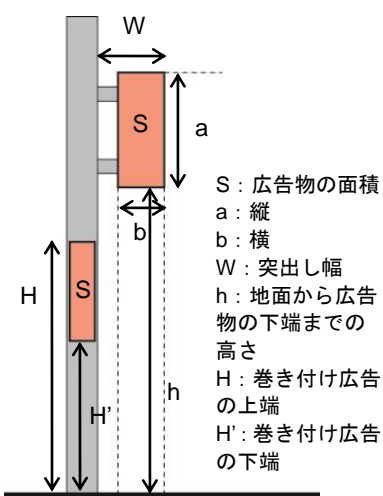
## (4) 工作物利用広告

### ①電柱広告

#### ア 定義

木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、電柱に巻き付けられ、又は取り付けられ、広告内容を表示するもの

#### イ 許可基準

電柱広告	禁止地域	許可地域		
		第1種	第2種	第3種
 <p>S: 広告物の面積 a: 縦 b: 横 W: 突出し幅 h: 地面から広告物の下端までの高さ H: 巻き付け広告の上端 H': 巻き付け広告の下端</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物は電柱に直接塗り書きするものではなく、巻付けのもの又は突出しのものであること。 (突出し) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>a \leq 1.2</math>, <math>b \leq 0.5</math></li> <li>・ <math>W \leq 0.6</math></li> <li>・ <math>h \geq 4.5</math> (歩道上にあっては <math>h \geq 2.5</math>)</li> <li>・ <math>W \leq 0.6</math></li> </ul> </li> <li>(巻付け) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>H \leq 3.5</math></li> <li>・ <math>H' \geq 1.5</math></li> </ul> </li> <li>・ 表示内容は、事業所等の方向、里程等を表示するものであること。</li> <li>・ 彩度 8 を超える色彩を使用する面積は、表示面積の 3 分の 1 以下であること。</li> <li>・ 電柱の支柱の類に表示し、又は設置するものでないこと。</li> <li>・ 取り付け方向は、原則として道路中央側でないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個数は電柱 1 本につき巻付けのもの又は突き出しのものそれぞれ 1 個であること</li> <li>・ 事業所等の方向、里程その他案内のために使用する面積は表示面積の 1/3 以上。ただし、表示内容に公共性が高い内容表示が含まれる場合は、その表示面積は含まれない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個数は、電柱 1 本その他の電柱の類 1 本につき、1 個に限ること。ただし、巻付けのものにあっては、その表示面積が 1 m<sup>2</sup> を超えない範囲内において 2 面を 1 個とすることができる。</li> </ul>	

#### ウ 許可手数料及び許可期間

p 33 参照

注：電柱の巻付け広告について【禁止地域】

図 電柱に巻付け・取り付けのもののイメージ



## ②消火栓標識柱添加広告

### ア 定義

木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、消火栓標識柱に取り付けられ、広告内容を表示するもの

### イ 許可基準

消火栓標識柱添加広告	禁止地域	許可地域		
		第1種	第2種	第3種
<p>S: 広告物の面積 W: 突出し幅 h: 地面から広告物の下端までの高さ</p>	掲出不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 0.32</math> (1面)、<math>W \leq 0.8</math></li> <li>・ 個数は、標識柱1本につき、1個であること。</li> <li>・ 地色は白、ベージュその他これらに近い淡色とし、図柄は2色以下とすること。</li> <li>・ 道路の占用の許可を受けて設置するもの、又は歩道上にあっては <math>h \geq 2.5</math> (歩道と車道の区別のない道路にあっては <math>h \geq 4.5</math>)</li> <li>・ 取付け方向は、原則として道路中央側でないこと。</li> <li>・ 消防署長が道路管理者の許可を受けて設置した消火栓標識柱に添架するものであり、所轄消防署長の同意書を添付したものであること。</li> </ul>		

※面積は1面あたりの表示面積の合計の基準

### ウ 許可手数料及び許可期間

p 33参照

## ③街灯柱添加広告

### ア 定義

木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、街灯柱に取り付けられ、広告内容を表示するもの

### イ 許可基準

街灯柱添加広告	禁止地域	許可地域		
		第1種	第2種	第3種
<p>S: 広告物の面積 h: 地面から広告物の下端までの高さ</p>	掲出不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 0.5</math> (1面)</li> <li>・ 道路の占用の許可を受けて設置するもの、又は歩道上にあっては <math>h \geq 2.5</math> (歩道と車道の区別のない道路にあっては <math>h \geq 4.5</math>)</li> <li>・ 表示面は、2面であること。</li> <li>・ 個数は、街灯柱1本につき、1個であること。</li> <li>・ 道路管理者が設置した街灯柱に添架するものでないこと。</li> </ul>		

※面積は1面あたりの表示面積の合計の基準

### ウ 許可手数料及び許可期間

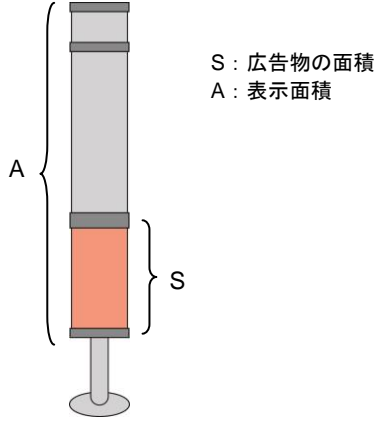
p 33参照

#### ④バス停留所標識添加広告

##### ア 定義

金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、停留所の標識に取り付けられ、広告内容を表示するもの

##### イ 許可基準

バス停留所標識添加広告	禁止地域	許可地域		
		第1種	第2種	第3種
 <p>S: 広告物の面積 A: 表示面積</p>	掲出不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告面は進行車両の非対向面及び歩道面の2面</li> <li>・ <math>S \leq 0.2</math> かつ <math>S = A \times 1/3</math> 程度</li> <li>・ 位置は、表示ボックスの最下段とすること。</li> <li>・ 広告物を設置し、管理するものは、バス事業者であること。</li> </ul>		

※面積は1面あたりの表示面積の合計の基準

##### ウ 許可手数料及び許可期間

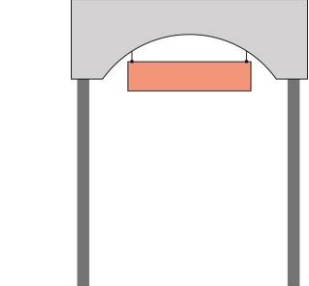
p 33参照

#### ⑤アーケード添加広告

##### ア 定義

木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、アーケードに取り付けられ、広告内容を表示するもの

##### イ 許可基準

アーケード添加広告	禁止地域	許可地域		
		第1種	第2種	第3種
	掲出不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示内容は、地名、街区名等であること。</li> <li>・ アーケードの両端(切断部、断層部等を含まないものとする。)のほり以上の高さに設置するものであること。</li> </ul>		

##### ウ 許可手数料及び許可期間

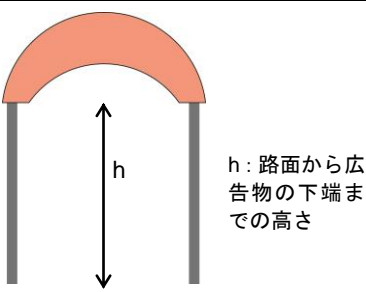
p 33参照

⑥アーチ添加広告

ア 定義

木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、道路上等の空中を横断しアーチ状に建植された物件に取り付けられ、広告内容を表示するもの

イ 許可基準

アーチ添加広告	禁止地域	許可地域		
		第1種	第2種	第3種
 <p>h: 路面から広告物の下端までの高さ</p>	掲出不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示内容は、地名、商店街名等公共的な名称であること。</li> <li>・道路の占用の許可を受けて設置するもの、又は歩道上にあっては<math>h \geq 2.5</math>(車道上にあっては<math>h \geq 4.5</math>)</li> </ul>		

ウ 許可手数料及び許可期間

p 33参照

## (5) その他の広告

### ① 貼り紙・貼り札

#### ア 定義

貼り紙： 紙等に印刷し、又は手書きされたものであって、建築物その他の工作物に、テープ、押しピン等により貼り付けられたもの

貼り札： ベニヤ板、プラスチック等軽易な材質の板に紙その他のものを貼り、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接塗装し、若しくは印刷したものを建築物その他の物件に、容易に取り外すことができる状態で取り付けられたもの

#### イ 許可基準

貼り紙・貼り札	禁止地域	許可地域		
		第1種	第2種	第3種
 <p>S：広告物の面積</p>	掲出不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 1</math></li> <li>・ のり付けしないものであること。</li> <li>・ 1壁面には、2枚以下であること。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 0.5</math></li> <li>・ 一の物件につき、2枚以下であること。</li> </ul>		

#### ウ 許可手数料及び許可期間

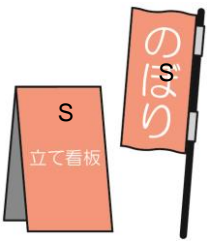
p 33参照

### ② 立看板その他看板の類

#### ア 定義

紙、布、木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって、容易に移動できる状態で置かれ、又は建築物その他の工作物等に立て掛け、広告内容を表示するもの

#### イ 許可基準

立看板その他看板の類	禁止地域	許可地域		
		第1種	第2種	第3種
 <p>S：広告物の面積</p>	自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>S \leq 2</math> (1面)</li> <li>・ 風雨等により倒れるおそれのないものであること。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1敷地の総量 30㎡以下</li> </ul>		
	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲出不可</li> </ul>		

※面積は1面あたりの表示面積の合計の基準

#### ウ 許可手数料及び許可期間

p 33参照



### ③ 広告幕

#### ア 定義

布、ビニール等に表示し、さお、ひも等に掛け、建築物その他の物件に設置し、容易に取り外せる状態で広告内容を表示するもの。

#### イ 許可基準

広告幕		禁止地域	許可地域		
			第1種	第2種	第3種
 <p>S : 広告物の面積 W : 壁面の面積</p>	自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>S \leq 20</math></li> <li>• <math>S/W \leq 1/5</math></li> <li>• 1敷地の総量 30㎡以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>S \leq 20</math></li> <li>• <math>S/W \leq 1/3</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>S \leq 30</math></li> <li>• <math>S/W \leq 1/3</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>S \leq 50</math></li> <li>• <math>S/W \leq 1/2</math></li> </ul>
	一般	掲出不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>S \leq 20</math></li> <li>• <math>S/W \leq 1/5</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>S \leq 30</math></li> <li>• <math>S/W \leq 1/5</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>S \leq 50</math></li> <li>• <math>S/W \leq 1/5</math></li> </ul>
	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 横断幕にあつては、道路を横断して設置するものでないこと。</li> </ul>			形状、色彩及び意匠について周辺の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき上記面積基準×1.5以下に緩和

※面積は1壁面あたりの表示面積の合計の基準

#### ウ 許可手数料及び許可期間

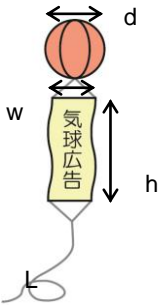
p 33参照

### ④ アドバルーン

#### ア 定義

網を付けた気球を掲揚し、広告を網に取り付けて内容を表示するもの。

#### イ 許可基準

アドバルーン		禁止地域	許可地域		
			第1種	第2種	第3種
 <p>h : 広告物の高さ w : 広告物の幅 d : 気球の直径 L : ロープの長さ</p>	自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>h \leq 15</math></li> <li>• <math>w \leq 1.5</math></li> <li>• <math>d \leq 3</math></li> <li>• <math>L \leq 50</math></li> <li>• 広告物は掲揚網に設置するものとする。</li> <li>• 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。</li> <li>• 補助網を用いるものであること。</li> </ul>			
	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1敷地の総量 30㎡以下</li> <li>• 掲出不可</li> </ul>			

※面積は1面あたりの表示面積の合計の基準

#### ウ 許可手数料及び許可期間

p 33参照

## ⑤ぼんぼり

### ア 定義

木、金属等の枠に紙、布等の覆いを取り付けた燭台で、光源をもつもの。

### イ 許可基準

ぼんぼり		禁止地域	許可地域		
			第1種	第2種	第3種
 <p>h: 広告物の高さ w: 広告物の幅</p>	自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>h \leq 1</math></li> <li>・ <math>w \leq 0.8</math></li> <li>・ 表示面は3面以内であること。</li> </ul>			
	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲出不可</li> </ul>			

### ウ 許可手数料及び許可期間

p 33参照

## (6) 案内広告物

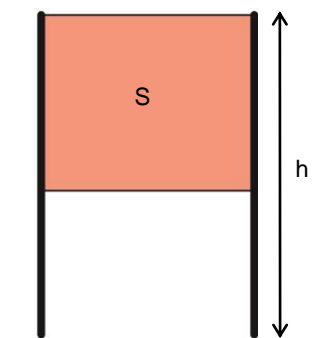
### ア 定義

道標：道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、地名又は公共的な建物、施設等の方向、里程などを表示するもの

案内図板等：木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、又は建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、事業所、営業所若しくは作業場(以下「事業所等」という。)を案内するための図表を表示するもの又は土地に建植され、公共的な広告内容を表示するもの

案内板：道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、又は建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、事業所等の方向などを表示するもの(案内に要する面積は表示面積の1/3以上に限る。)

### イ 許可基準

案内広告物		禁止地域	許可地域		
			第1種	第2種	第3種
 <p>S: 広告物の面積 h: 広告物の高さ</p>	道標・案内図板等	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共的団体が設置するもの</li> <li><math>S \leq 5</math> (1面)</li> <li>個数は最も必要な箇所に1個</li> <li>建築物壁面を利用するものは、壁面の上端及び両側から突き出ない、かつ、窓その他の開口部を覆わない</li> <li>独立して設置されるものは <math>h \leq 4</math> で、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10m以上離して設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物を利用する広告物及び独立して設置される広告物の一般広告物の許可基準を適用</li> </ul>		
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> <li><math>S \leq 1</math></li> <li>1事業所等について主たる進入路の両側のいずれかに1個</li> </ul>			
	案内板	<ul style="list-style-type: none"> <li><math>S \leq 2</math> ※注</li> <li><math>h \leq 3</math></li> <li>表示面は2面限り</li> <li>1事業所等について主たる進入路の両側のいずれかに1個</li> </ul>			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものにあつては、40頁の電柱広告の基準を参照</li> </ul>			
	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所等の方向、里程その他案内のために使用する面積は、表示面積の3分の1以上であること。</li> </ul>			
	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路上に突き出ないものであること。</li> </ul>			

※面積は1面あたりの表示面積の合計の基準

※注 ただし、3者以上のものが共同で表示し、表示面積が1面につき10㎡以下で設置するものにあつては、表示面積は2面限りとし、かつ高さは5m以下。

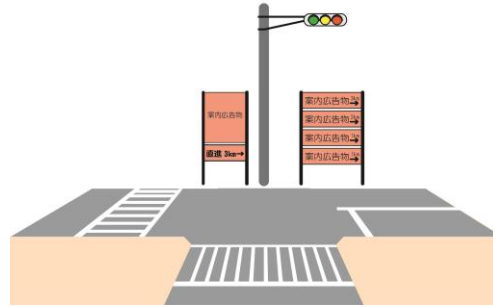
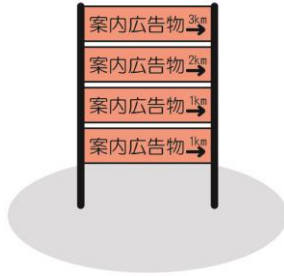
### ウ 許可手数料及び許可期間

p 33参照

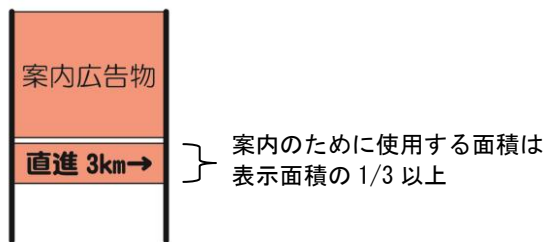
案内板（独立広告物）

- ・通常面積：2 m<sup>2</sup>以下、高さ 3m
- ・集合化規定（3 者以上集合化して表示する）
- ・面積 10 m<sup>2</sup>以下、高さ 5m 以下

※案内広告物においては、信号機等の付近に設置できます。



注：案内板における表示面積の割合について【禁止地域】

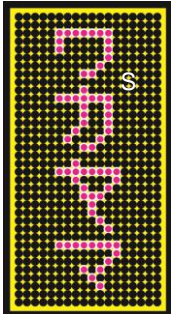


## (7) 電光表示広告物

### ア 定義

発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他の表示の内容を常時変化することが出来る広告物

### イ 許可基準

電光表示広告物	映像 総量規制	文字	禁止地域	許可地域		
				第1種	第2種	第3種
 S: 広告物の面積			原則掲出不可 ただし自家用及び案内板においては $S \leq 0.5$ (表示面積の合計)	$S \leq 2$	$S \leq 20$	$S \leq 30$ (商業地域 $S \leq 40$ )
				$S \leq 5$	$S \leq 30$	$S \leq 40$ (商業地域 $S \leq 50$ )
				各種類の一般広告物の基準を適用 (独立して設置される広告物の高さは、当該基準の2倍を超えないものとする)		

※面積は1敷地あたりの表示面積の合計の基準

### ウ 許可手数料及び許可期間

p 33参照

電光表示広告物を掲出する場合は、適用除外の各基準を満たしていても許可対象の広告物となります。

#### 【映像】

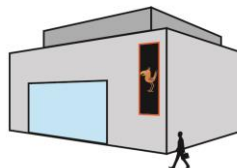
・ 2 m<sup>2</sup>以下

・ 20 m<sup>2</sup>以下

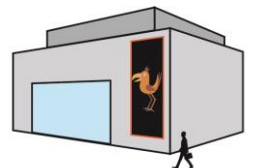
・ 30 m<sup>2</sup> (商業地域 40 m<sup>2</sup>)  
以下



第1種地域



第2種地域



第3種地域

#### 【文字】

・ 5 m<sup>2</sup>以下

・ 30 m<sup>2</sup>以下

・ 40 m<sup>2</sup> (商業地域 50 m<sup>2</sup>)  
以下



第1種地域



第2種地域



第3種地域

図 電光表示広告物のイメージ

## 4 屋外広告物の地域分類別の許可基準

禁止地域、許可地域（第1種～3種地域）、それぞれの許可基準の概要を掲載しています。個々の詳細な基準につきましては「屋外広告物の種類別の許可基準」を参照(P34～)してください。

### (1) 禁止地域

良好な景観を形成し又は風致を維持するために、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止する区域禁止地域についてはp17～18を参照してください。

#### ①共通

項目	主な基準（面積・高さ等）
総量	一の敷地における表示面積の合計は30㎡以下
電光表示広告物	原則掲出不可 (ただし、自家用及び案内板にあっては、表示面積の合計は0.5㎡以下)

#### ②自家用広告物

項目	主な基準（面積・高さ等）	
建築物を利用する広告物	壁面広告	表示面積の合計は1壁面につき20㎡以下、かつ、同一壁面面積の5分の1以下
	突出し広告	表示面積は1面につき5㎡以下 地面から広告物の上端までの高さは10m以下
	吊下げ広告	1個の広告物の表示面積は2㎡以下 道路の占用の許可を受けていること、又は地面から広告物の下端までの高さが2.5m以上（歩道と道路の区別のない道路にあっては4.5m以上）
	屋上広告	1面の表示面積は、同一側壁面積の10分の1以下 広告物の高さは建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下
独立広告物	表示面積は、1面につき10㎡以下、合計20㎡以下 高さ10m以下	
立看板、置看板又はのぼり旗	表示面積は、1面につき2㎡以下 風雨等により倒れるおそれのないものであること	
広告幕	表示面積の合計は1壁面につき20㎡以下、かつ、同一壁面面積の5分の1以下	
アドバルーン	掲揚網に設置するものとし、長さ15m以下、幅1.5m以下 気球の大きさは直径3m以下、綱の長さは50m以下 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しない、補助綱を用いる	
ぼんぼり	縦1m以下、横0.8m以下、表示面は3面以内	

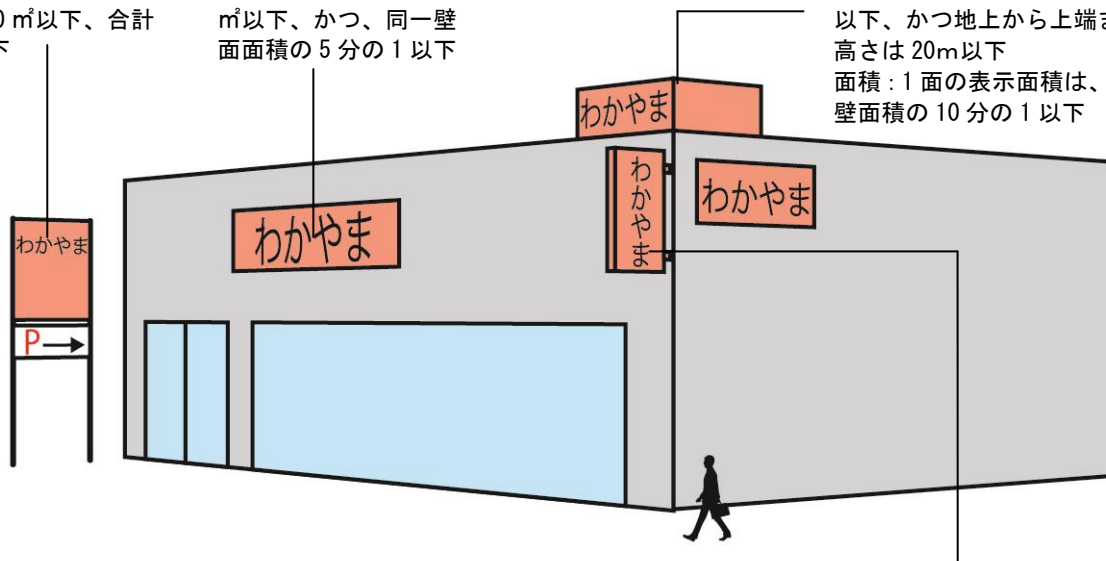
#### ③一般広告物

禁止地域では一般広告物は掲出できません。

【独立広告物】  
高さ：10m以下  
面積：10㎡以下、合計  
20㎡以下

【壁面広告】  
面積：1壁面につき20㎡以下、かつ、同一壁面面積の5分の1以下

【屋上広告】  
高さ：建築物の高さの3分の1以下、かつ地上から上端までの高さは20m以下  
面積：1面の表示面積は、同一側壁面積の10分の1以下



【総量規制】  
一の敷地における表示面積合計  
30㎡以下

【突出し広告】  
高さ：地上から上端までの高さ  
10m以下  
面積：1面につき5㎡以下

図 禁止地域のイメージ（自家用）

## (2) 第1種地域

良好な自然景観や町並み景観との調和を図る地域であり、景観への配慮が特に必要である地域

- ・都市計画法の規定による市街化調整区域
- ・道路及び鉄道等で市長が指定する区間
- ・道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域
- ・上記のほか、市長が特に必要があると認めて指定する区域

### ①共通

項目	主な基準（面積・高さ等）
電光表示広告物	映像 2 m <sup>2</sup> 以下、文字 5 m <sup>2</sup> 以下 各種類に応じて各種類の一般広告物の基準を適用

### ②自家用広告物

項目	主な基準（面積・高さ等）		
建築物を利用する 広告物	壁面広告	1 壁面の 壁面面積	100 m <sup>2</sup> 以下 1 壁面につき 20 m <sup>2</sup> 以下、かつ、同一壁面面積の 3分の1以下
			100 m <sup>2</sup> 超 1 壁面につき(壁面面積-100)×1/20+20 m <sup>2</sup> 以 下、かつ、100 m <sup>2</sup> 以下
	突出し広告	地面から広告物の上端までの高さは 10m以下	
	吊下げ広告	1 個の広告物の表示面積は 2 m <sup>2</sup> 以下 道路の占用の許可を受けていること、又は地面から広告物下端までの高 さが 2.5m以上（歩道と道路の区別のない道路にあっては 4.5m以上）	
屋上広告	広告物の高さは建築物の高さの 3分の1以下とし、かつ、7m以下		
独立広告物	表示面積は、1 面につき 15 m <sup>2</sup> 以下、かつ、合計 30 m <sup>2</sup> 以下 高さ 15m以下		
立看板、置看板又 はのぼり旗	表示面積は、1 面につき 2 m <sup>2</sup> 以下 風雨等により倒れるおそれのないもの		
広告幕	表示面積の合計は、1 壁面につき 20 m <sup>2</sup> 以下、かつ同一壁面面積の 3 分の 1 以下		
アドバルーン	掲揚網に設置するものとし、長さ 15m以下、幅 1.5m以下 気球の大きさは直径 3m以下、綱の長さは 50m以下 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しない、補助綱を用いる		
ぼんぼり	縦 1m以下、横 0.8m以下、表示面は 3面以内		



### ③一般広告物

項目	主な基準（面積・高さ等）
壁面広告	表示面積の合計は、1 壁面につき 20 m <sup>2</sup> 以下、かつ、同一壁面面積の 5 分の 1 以下 1 壁面につき 1 事業所 1 個
突出し広告	地面から広告物の上端までの高さは 10m以下
吊下げ広告	1 個の広告物の表示面積は 2 m <sup>2</sup> 以下 道路の占用の許可を受けていること、又は地面から広告物の下端までの高さが 2.5m以上（歩道と道路の区別のない道路にあっては 4.5m以上）
屋上広告	広告物の高さは建築物の高さの 5 分の 1 以下とし、かつ、7m以下
独立広告物	表示面積は、1 面につき 7 m <sup>2</sup> 以下、かつ、合計 14 m <sup>2</sup> 以下 高さ 7m以下
広告幕	表示面積の合計は、1 壁面につき 20 m <sup>2</sup> 以下、かつ同一壁面面積の 5 分の 1 以下

#### 【独立広告物】

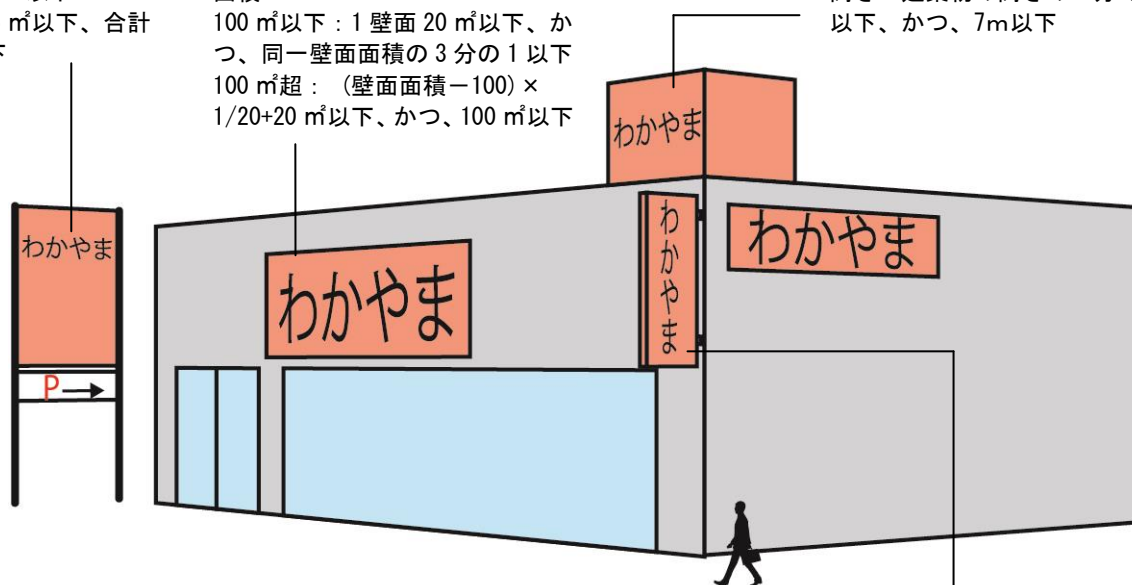
高さ：15m以下  
面積：15 m<sup>2</sup>以下、合計  
30 m<sup>2</sup>以下

#### 【壁面広告】

面積：  
100 m<sup>2</sup>以下：1 壁面 20 m<sup>2</sup>以下、か  
つ、同一壁面面積の 3 分の 1 以下  
100 m<sup>2</sup>超：（壁面面積-100）×  
1/20+20 m<sup>2</sup>以下、かつ、100 m<sup>2</sup>以下

#### 【屋上広告】

高さ：建築物の高さの 3 分の 1  
以下、かつ、7m以下



#### 【突出し広告】

高さ：地上から上端までの高さ  
10m以下

図 第1種地域のイメージ（自家用）

### (3) 第2種地域

周辺環境との調和を図る地域であり、景観への配慮が一定程度必要な地域

- ・第1種地域及び第3種地域以外の地域又は場所

#### ①共通

項目	主な基準（面積・高さ等）
電光表示広告物	映像 20㎡以下、文字 30㎡以下 各種類に応じて各種類の一般広告物の基準を適用

#### ②自家用広告物

項目	主な基準（面積・高さ等）		
建築物を利用する広告物	壁面広告	1 壁面の壁面面積 100㎡以下 100㎡超	1 壁面につき 30㎡以下、かつ、同一壁面面積の 3分の1 以下 1 壁面につき(壁面面積-100)×1/10+30㎡以下、かつ、200㎡以下
	突出し広告	形状、色彩及び意匠について周辺の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき上記面積基準×1.5 以下	
	吊下げ広告	地面から広告物の上端までの高さは 20m以下 1 個の広告物の表示面積は 2㎡以下 道路の占用の許可を受けていること、又は地面から広告物の下端までの高さが 2.5m以上（歩道と道路の区別のない道路にあっては 4.5m以上）	
	屋上広告	広告物の高さは建築物の高さの 2分の1 以下とし、かつ、10m以下	
独立広告物	表示面積は、1 面につき 20㎡以下、かつ、合計 40㎡以下 形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき、上記面積基準×1.5 以下 高さ 15m以下		
立看板、置看板又はのぼり旗	表示面積は、1 面につき 2㎡以下 風雨等により倒れるおそれのないもの		
広告幕	表示面積の合計は、1 壁面につき 30㎡以下、かつ同一壁面面積の 3分の1 以下 形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき、上記面積基準×1.5 以下		
アドバルーン	掲揚網に設置するものとし、長さ 15m以下、幅 1.5m以下 気球の大きさは直径 3m以下、綱の長さは 50m以下 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しない、補助綱を用いる		
ぼんぼり	縦 1m以下、横 0.8m以下、表示面は 3面以内		

③一般広告物

項目	主な基準（面積・高さ等）
壁面広告	表示面積の合計は、1 壁面につき 30 m <sup>2</sup> 以下、かつ、同一壁面面積の 5 分の 1 以下 1 壁面につき 1 事業所 1 個 形状、色彩及び意匠について周辺の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき上記面積基準×1.5 以下
突出し広告	地面から広告物の上端までの高さは 20m以下
吊下げ広告	1 個の広告物の表示面積は 2 m <sup>2</sup> 以下 道路の占用の許可を受けていること、又は地面から広告物の下端までの高さが 2.5m以上（歩道と道路の区別のない道路にあっては 4.5m以上）
屋上広告	広告物の高さは建築物の高さの 3 分の 1 以下とし、かつ、10m以下
独立広告物	表示面積は、1 面につき 15 m <sup>2</sup> 以下、かつ、合計 30 m <sup>2</sup> 以下 形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき、上記面積基準×1.5 以下 高さ 7m以下
広告幕	表示面積の合計は、1 壁面につき 30 m <sup>2</sup> 以下、かつ同一壁面面積の 5 分の 1 以下 形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき、上記面積基準×1.5 以下

【独立広告物】

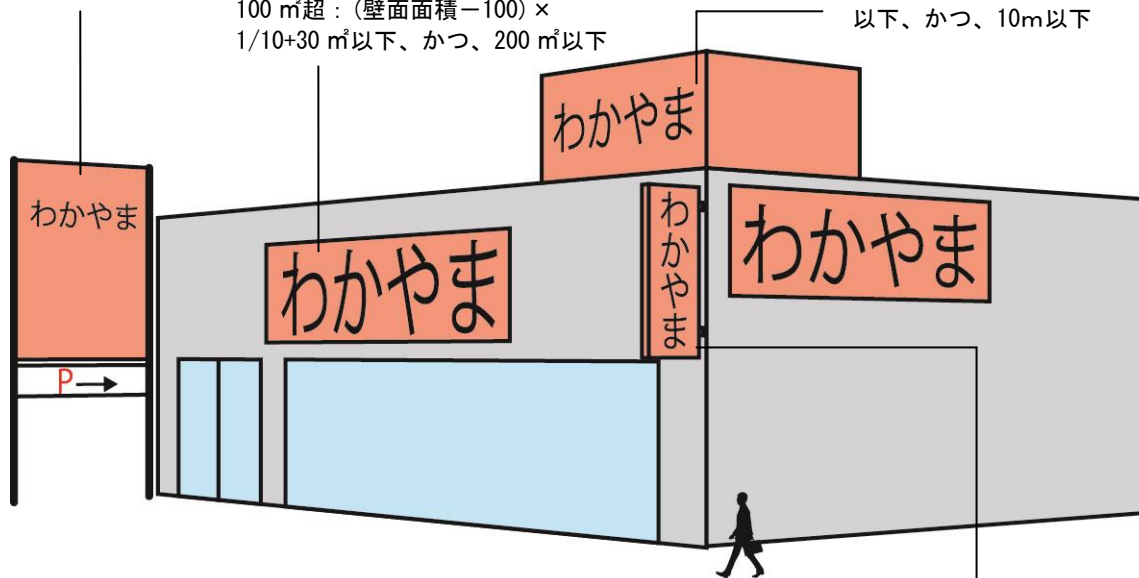
高さ：15m以下  
面積：20 m<sup>2</sup>以下、合計  
40 m<sup>2</sup>以下

【壁面広告】

面積：  
100 m<sup>2</sup>以下：1 壁面 30 m<sup>2</sup>以下、かつ、  
同一壁面面積の 3 分の 1 以下  
100 m<sup>2</sup>超：(壁面面積-100) ×  
1/10+30 m<sup>2</sup>以下、かつ、200 m<sup>2</sup>以下

【屋上広告】

高さ：建築物の高さの 2 分の 1  
以下、かつ、10m以下



【突出し広告】

高さ：地上から上端までの高さ  
20m以下

図 第2種地域のイメージ（自家用）

## (4) 第3種地域

商業系用途地域を中心としたまちの賑わいが見られる広告物の需要が高い地域で、周辺景観への配慮が最低限必要な地域

- ・都市計画法の規定による準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域。ただし、市長が指定する区域を除く
- ・道路及び鉄道等で市長が指定する区間※<sub>1</sub>
- ・道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域※<sub>2</sub>
- ・上記のほか、市長が特に必要があると認めて指定する区域

※<sub>1</sub>：国道24号、県道井ノ口秋月線、県道岩出海南線

※<sub>2</sub>：国道24号、県道井ノ口秋月線、県道岩出海南線の道路端から両側各150メートルのうち道路から展望できる区域

### ①共通

項目	主な基準（面積・高さ等）
電光表示広告物	映像 30㎡（商業地域 40㎡）以下 文字 40㎡（商業地域 50㎡）以下 各種類に応じて各種類の一般広告物の基準を適用

### ②自家用広告物

項目	主な基準（面積・高さ等）	
建築物を利用する広告物	壁面広告	1 壁面の壁面面積 100㎡以下 1 壁面につき 50㎡以下、かつ、同一壁面面積の 2 分の 1 以下 100㎡超 1 壁面につき(壁面面積-100)×1/7+50㎡以下、かつ、300㎡以下
	突出し広告	形状、色彩及び意匠について周辺の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき上記面積基準×1.5 以下 地面から広告物の上端までの高さは 30m 以下
	吊下げ広告	1 個の広告物の表示面積は 2㎡以下 道路の占用の許可を受けていること、又は地面から広告物下端までの高さが 2.5m 以上（歩道と道路の区別のない道路にあっては 4.5m 以上）
	屋上広告	広告物の高さは建築物の高さの 3 分の 2 以下とし、かつ、15m 以下
	独立広告物	表示面積は、1 面につき 30㎡以下、かつ、合計 60㎡以下 形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき、上記面積基準×1.5 以下 高さ 15m 以下
立看板、置看板又はのぼり旗	表示面積は、1 面につき 2㎡以下 風雨等により倒れるおそれのないもの	
広告幕	表示面積の合計は、1 壁面につき 50㎡以下、かつ同一壁面面積の 2 分の 1 以下 形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき、上記面積基準×1.5 以下	
アドバルーン	掲揚網に設置するものとし、長さ 15m 以下、幅 1.5m 以下 気球の大きさは直径 3m 以下、綱の長さは 50m 以下 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しない、補助綱を用いる	
ぼんぼり	縦 1m 以下、横 0.8m 以下、表示面は 3 面以内	

### ③一般広告物

項目	主な基準（面積・高さ等）
壁面広告	表示面積の合計は、1 壁面につき 50 m <sup>2</sup> 以下、かつ、同一壁面面積の 5 分の 1 以下 1 壁面につき 1 事業所 1 個 形状、色彩及び意匠について周辺の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき上記面積基準×1.5 以下
突出し広告	地面から広告物の上端までの高さは 30m以下
吊下げ広告	1 個の広告物の表示面積は 2 m <sup>2</sup> 以下 道路の占用の許可を受けていること、又は地面から広告物の下端までの高さが 2.5m以上（歩道と道路の区別のない道路にあっては 4.5m以上）
屋上広告	広告物の高さは建築物の高さの 2 分の 1 以下とし、かつ、15m以下
独立広告物	表示面積は、1 面につき 20 m <sup>2</sup> 以下、かつ、合計 40 m <sup>2</sup> 以下 形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき、上記面積基準×1.5 以下 高さ 7m以下
広告幕	表示面積の合計は、1 壁面につき 50 m <sup>2</sup> 以下、かつ同一壁面面積の 5 分の 1 以下 形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1 壁面につき、上記面積基準×1.5 以下

#### 【独立広告物】

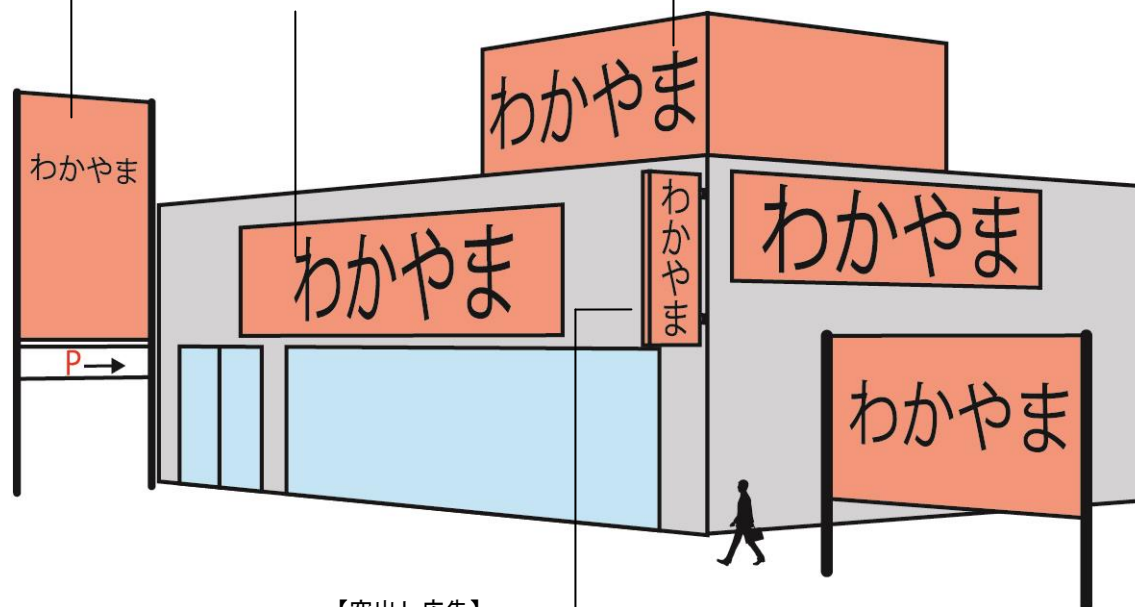
高さ：15m以下  
面積：30 m<sup>2</sup>以下、合計  
60 m<sup>2</sup>以下

#### 【壁面広告】

面積：  
100 m<sup>2</sup>以下：1 壁面 50 m<sup>2</sup>以下、かつ、  
同一壁面面積の 2 分の 1 以下  
100 m<sup>2</sup>超：(壁面面積-100) ×  
1/7+50 m<sup>2</sup>以下、かつ、300 m<sup>2</sup>以下

#### 【屋上広告】

高さ：建築物の高さの 3 分の 2  
以下、かつ、15m以下



#### 【突出し広告】

高さ：地上から上端までの高さ  
30m以下

図 第3種地域のイメージ（自家用）

## 5 相談窓口

---

- 許可基準、許可申請等については、市にお問い合わせください。

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

TEL : 073-435-1082

FAX : 073-435-1117

E-mail : machinami@city.wakayama.lg.jp

- 屋外広告物の施工や設置を行う広告事業者の団体が、具体的な相談に応じます。

和歌山県屋外広告美術協同組合 和歌山市支部

〒641-0054 和歌山市塩屋 5 丁目 3-76

TEL : 073-447-0360

FAX : 073-447-0361 休業日 : 毎週水曜日

**和歌山市**  
**屋外広告物の手引き**  
**平成 30 年 4 月 改訂版**

和歌山市 都市建設局  
都市計画部 まちなみ景観課

---

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地  
Tel : 073-435-1082 / Fax : 073-435-1117  
E-mail : machinami@city.wakayama.lg.jp  
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

以下のQRコードを読み取っていただければ、  
和歌山市まちなみ景観課のページを閲覧できます。





和歌山市